

# 総合評価落札方式にかかる事務手引き

## 【建設工事】

[第 40 版]

暫定版

- ・特別簡易型
- ・簡易型
- ・標準型（事後審査型）

令和 3 年 6 月

(令和 3 年 6 月 1 日以降に入札公告する工事から適用)



和歌山県県土整備部

## 目次

1. 本手引きの目的	1
2. 総合評価落札方式	1
3. 総合評価落札方式を適用する工事	1
4. 総合評価落札方式の型式	1
5. 入札方式等の選定	5
6. 学識経験者の意見聴取	5
7. 総合評価落札方式による落札者の決定	5
8. 「特別簡易型」総合評価落札方式	7
9. 「簡易型」総合評価落札方式	<del>4445</del>
10. 「標準型」総合評価落札方式	<del>6972</del>
11. 別記様式	<del>126130</del>
12. 参考資料	<del>131135</del>

## 1. 本手引きの目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「法」という。)が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されている。

県では平成18年度から総合評価落札方式による入札を試行し、平成20年6月からは「新業者評価制度」の導入とあわせ、総合評価落札方式の本格導入を行っている。

このため、法及び基本方針に基づき、公共工事における一層の品質確保・品質向上を図るため、県の実情を踏まえた総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等を定めるものである。

## 2. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、従来の価格のみの競争ではなく、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、総合的な価値による競争を促進することにより、公共工事の品質の向上と、効率的かつ経済的な社会資本整備を目的とし、技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

## 3. 総合評価落札方式を適用する工事

「予定価格（税抜き）」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。)が3,000万円以上の工事、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事に総合評価落札方式を適用することを原則とする。

なお、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事の総合評価落札方式については、「土木一式Bランク工事における総合評価落札方式にかかる事務手引き」を参照すること。

## 4. 総合評価落札方式の型式

### (1) 高度技術提案型 [本書（暫定版）の対象とはしない]

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、維持管理の容易性等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

### (2) 標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

### (3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工

計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

#### (4) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

各型式の適用範囲の考え方は表－1を原則とする。また、各型式の特徴は表－2に示すとおりである。

WT O対象工事における「総合評価落札方式の型式」、「落札者決定基準（評価項目、評価内容、配点、得点、加算点）」は、案件毎に定めるものとする。

表－1 各型式の適用範囲

総合評価落札方式の型式	適用範囲
高度技術提案型	一
標準型	予定価格（税抜き）1億円以上
簡易型	予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満
特別簡易型	<ul style="list-style-type: none"><li>・予定価格（税抜き）3,000万円以上5,000万円未満</li><li>・予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事</li><li>・予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事</li></ul>

ただし、平成21年2月から当面の間、緊急経済対策として入札手続期間の短縮による早期発注のため、予定価格(税抜き)5千万円以上1億円未満の工事については、表－1に関わらず、簡易型ではなく特別簡易型を適用し運用するものとする。

また、令和2年1月から、国土（県土）の強制化を推進するとともに、災害等の早期復旧に向けて入札執行の効率化・迅速化を図るため、予定価格（税抜き）1億円以上2億円未満の災害復旧工事※<sup>1</sup>及び国土強制化に係る工事※<sup>2</sup>については、表－1に関わらず、標準型ではなく特別簡易型を適用できることとする。

なお、令和3年度においては、予定価格（税抜き）1億円以上2億円未満の通常事業に関する工事においても、試行的に標準型ではなく特別簡易型を適用できることとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事（鋼構造物工事）や橋梁上部工事またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

各工事の適用の考え方については表1－1のとおり。

※1：災害復旧工事とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年3月31日法律第97号）の規定による公共土木施設の復旧を行う工事並びに、災害関連緊急砂防等事業費補助、河川等災害関連事業費補助及び河川等災害復旧助成事業費補助による工事をいう。

※2：国土強靭化に係る工事とは、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」または「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」を実施する工事をいう。

表1－1 入札執行の効率化・迅速化を図る工事の取り扱い

工事	型式	予定価格	備考
災害復旧工事	特別簡易型を適用可	事前公表	
国土強靭化に係る工事	特別簡易型を適用可※	事前公表	※ 水門工事（鋼構造物工事） 橋梁上部工事 その他必要と認める工事は「標準型」を適用
通常事業に係る工事	特別簡易型を適用可※	事前公表	※ 水門工事（鋼構造物工事） 橋梁上部工事 その他必要と認める工事は「標準型」を適用

表-2 各型式の特徴

型 式	技術的特性	技術提案の目的	具体的「価格以外の要素」
(1)高度技術提案型	・高度な技術提案を要する工事	・構造物の品質の向上を図るための技術提案が重要	・ライフサイクルコスト ・工事目的物の強度、耐久性、維持管理の容易性等 ・環境の維持、景観等
(2)標準型	・高度な技術提案を要する以外の工事	・発注者が求める工事内容を実現する上での施工上の技術提案が重要	・工事目的物の品質向上に資すること ・環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等 ・技術者の資格、工事成績等
(3)簡易型	・技術的な工夫の余地が小さい工事	・施工の確実性を確保するための技術提案が重要	・簡易な施工計画、技術者の資格、工事成績等
(4)特別簡易型	・技術的な工夫の余地が特に小さい工事	・施工の確実性を確保するための施工体制が重要	・技術者の資格、工事成績等

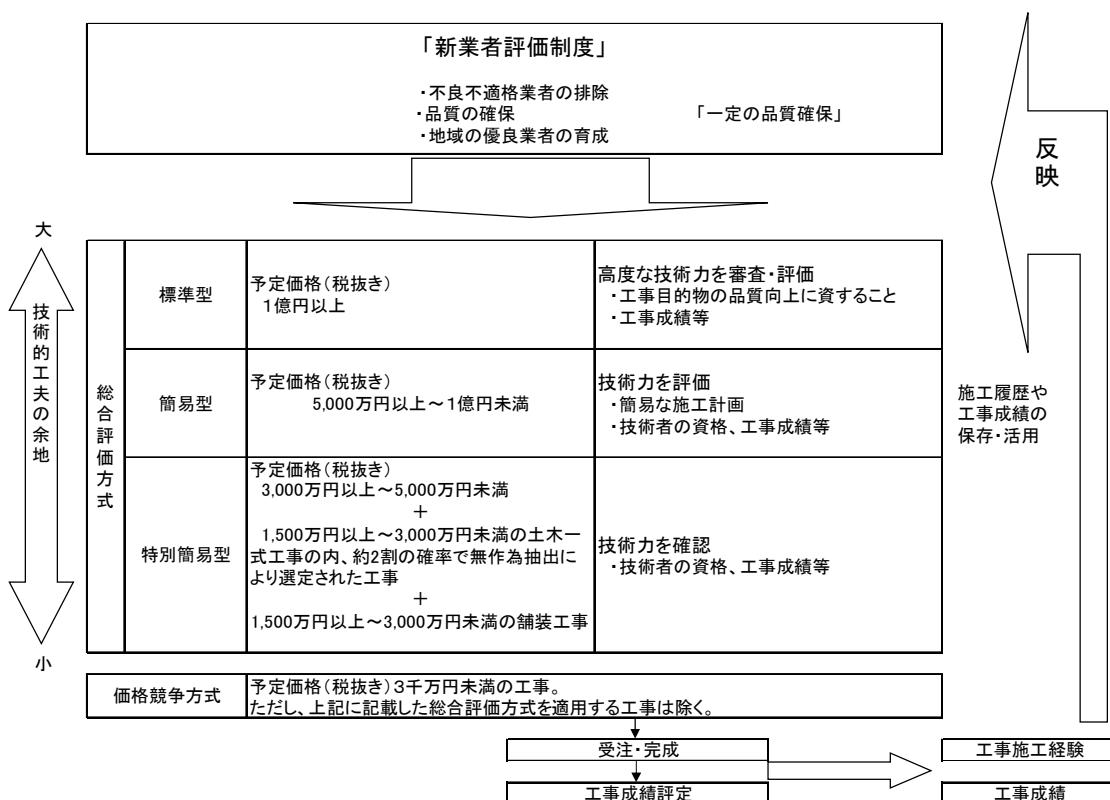


図-1 和歌山県の実情にあった総合評価落札方式の体系図

## 5. 入札方式等の選定

本県では平成20年6月からWTO案件以上の工事に適用する一般競争入札を除いて、原則全ての工事で条件付き一般競争入札を導入している。

本県での条件付き一般競争入札は入札参加資格を満たしているか等の技術審査を入札後に行う「事後審査型」と呼ばれる方法としており、事務の軽減及び開札まで入札参加者が発注者にも分からぬ利点がある。また、入札参加者が評価内容に対する申告点数を記入して、発注者に提出する「申告点数確認方式」を採用し、事務の軽減、提出書類の削減及び最高評価値入札者決定までの時間短縮を図っている。

しかしながら、総合評価落札方式で高度な技術提案を求める高度技術提案型や標準型の一部では、発注者の示す標準的な仕様以上の提案を求めるものであることから、提案された内容で安全で確実に工事の施工が可能か否かの判断が必要になる。したがって入札書の提出前に、技術提案を審査し、その可否により入札参加を認めるか否かを判断する必要がある。このような工事については、技術審査を入札前に行う「事前審査型」の入札方法を選択する必要がある。

この、「事前審査型」の入札方式は本県では例外的な扱いとなるため、本書（暫定版）では入札参加資格等を入札後に審査する「事後審査型」の条件付き一般競争入札のみを対象とするものとし、「事前審査」の必要な工事については、個別に対応するものとする。

また、工事の品質確保やダンピング防止のため、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用するものとする。

## 6. 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「総合評価落札方式を行おうとするとき」、「落札者を決定しようとするとき」、又は「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞くこととしていたが、地方自治法施行令が改正され平成20年3月から施行されたことから、平成20年6月以降は、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聽かなければならぬこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聞く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聽かなければならないこととする。

学識経験者の意見聴取は和歌山建設工事等総合評価審査委員会（事務局：技術調査課）により行うものとする。（意見聴取要請書は別記1号様式）

## 7. 総合評価落札方式による落札者の決定

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年5月23日制定）に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認めた者は除くものとする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとする。

評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点 (基礎点) + 加算点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 10^5$$

評価値は小数第4位止めとし、第5位を四捨五入するものとする。

最低限の要求要件を満足する場合に標準点(基礎点)を与え、標準点は100点とする。

加算点の上限は50点までの範囲で設定するものとし、「特別簡易型」で15点以内、「簡易型」で20点以内、「標準型」で25点以内とし、「高度技術提案型」については50点以内で適宜設定するものとする。

表-3 各型式の加算点の合計値の上限 ※WTO案件除く

総合評価落札方式の型式	加算点の合計値の上限
高度技術提案型	50点以内で適宜設定
標準型	25点以内
簡易型	20点以内
特別簡易型	15点以内

## 8. 「特別簡易型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)3,000万円以上5,000万円未満の工事及び予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として業者の施工体制を確認する「特別簡易型」を採用するものとする。

なお、予定価格(税抜き)1億円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靭化に係る工事または通常事業に係る工事(令和3年度試行)については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事(鋼構造物工事)や橋梁上部工事またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

### 1) 落札者決定基準 (別記参考様式-1)

表-4 特別簡易型 落札者決定基準(案)

特別簡易型					
・予定価格(税抜き)3,000万円以上5,000万円未満の工事に適用 ・予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有する現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 【予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の場合】 ※主任(監理)技術者、特例監理技術者、現場代理人又は、監理技術者補佐のいずれも持つて担当した対象工事がない場合は、主任技術者として担当した契約額が1,500万円未満の舗装工事業の工事を対象とする。
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	1.0 ~ -1.0		
		③55点未満	-1.0		
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技術士または技術士	1.0	1.0	※技術士は、OO部門又は総合技術監理部門(OO)に対して評価する。
		②2級土木施工管理技術士(OO)	0.5		
		③上記以外	0.0		
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
		②2級舗装施工管理技術者	0.5		
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0		
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0	1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推薦単位を設定している団体」とする。
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5		
		③なし	0.0		
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	1.0	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山県内」と「海南工事事務所管内」に分けた評価とする。 【県外企業が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。
		②上記以外	0.0		
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
		②なし	0.0		
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	0.5	
		県産品・リサイクル製品	③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0	
			④上記①②③以外	0.0	
			⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
	県内開発建設技術		⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	
			⑦上記⑤⑥以外	0.0	

以上 7. 1点以内で、換算は行わない

a ) 留意点

ア) 過去4年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者又は特例監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。（以下「契約額」という。））1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限るものとし、業種は問わないものとする。

なお、主任（監理）技術者監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

また、予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事において、主任（監理）技術者監理技術者等、監理技術者補佐及び、現場代理人（監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。）のいずれもとして配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として従事した契約額1,500万円未満の舗装工事業の県土整備部工事成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う工事成績を対象とする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として、工期の1／2以上の従事期間（現場代理人又は監理技術者補佐の場合全工事期間）のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率20%以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には65点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が1件で工事成績が71点の場合、0.6点の配点となる。

$$1.0 \times (71 - 65) / 10 = 0.6$$

例：実績が3件で工事成績の平均値が67点の場合、0.2点の配点となる。

$$1.0 \times (67 - 65) / 10 = 0.2$$

イ) CPDの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が主任（監理）技術者と成り得る資格を保有した上でその資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、1級土木施工管理技士の場合は一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は技術士会が発行する証明書とする。

また、その他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価する

ものとし、建設系C P D協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体が発行する証明書を建設系継続教育と認めるものとする。

(参考 令和3年6月1日時点)

- |                   |               |                    |
|-------------------|---------------|--------------------|
| ・空気調和・衛生工学会       | ・建設コンサルタント協会  | ・地盤工学会             |
| ・全国土木施工管理技士会連合会   | ・土木学会         | ・日本環境アセスメント協会      |
| ・日本技術士会           | ・日本造園学会       | ・日本都市計画学会          |
| ・農業農村工学会（旧農業土木学会） |               | ・日本建築士会連合会         |
| ・建設業振興基金          | ・交通工学研究会      | ・森林、自然環境技術教育研究センター |
| ・全国上下水道コンサルタント協会  | ・全国測量設計業協会連合会 | ・全日本建設技術協会         |
| ・土質、地質技術者生涯学習協議会  |               |                    |

各団体の推奨単位については、巻末の参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。~~とするが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を考慮し、当面の間の措置として、令和2年6月1日以降の入札公告分からは、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものを評価の対象とする。~~なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。

ウ) 本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

エ) 大規模災害時の協定締結について、下記の①②③④の基準で評価する。

- ① 入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されている者を評価する。
- ② 入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種の取組みがあると確認できる者を評価する。
- ③ 入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は評価しない。
- ④ 入札参加資格認定において入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない。

なお、土木一式、建築一式、管、電気工事に評価項目として選択できるものとし、県外業者が参加可能な工事については、評価項目として選択しないものとする。

オ) 県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、下記

の①②③の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

- ① 入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ② 入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、評価対象とする県産品、リサイクル製品は下記のものとするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものや、建設資材と加工手間がそれぞれ計上される発注仕様に対し、既に製品化された資材の提案については、加点評価しない。また、この場合の評価結果は「和歌山県けんさんぴん登録制度」の登録を担保するものではない。

○入札書提出日時点で、けんさんぴん登録制度において認定されている県産品建設資材

○入札書提出日時点で、認定されている県産認定リサイクル製品

○和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材

- ・第1号 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- ・第3号 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

※「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」の評価対象建設資材、上記③に該当する場合の証明書類、評価フローを以下に示す。

カ) 県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、下記の⑤⑥の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。

⑤ 入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有の県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

⑥ 県内開発建設技術の1品目全数を使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、入札公告日時点において適用可能※な県内開発建設技術を評価の対象とする。

評価対象とする県内開発建設技術は「県内開発建設技術登録制度実施要領第3条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術」とするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加点評価しない。

※ 県内開発建設技術登録台帳の適用日欄に記された日以降の入札公告

## 総合評価方式における評価項目

### 「県産品、リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)」の評価対象建設資材

#### ○ 前提条件

- ・仕様書に明記されている県産品を全数使用

#### 〈1〉 県産品建設資材の使用を提案する場合

- ・次の条件を全て満たすこと

- ① 仕様書の本工事費内訳表、施工内訳表または工種明細表において、「名称・規格など」欄に建設資材名が明記されていること
- ② 同欄に「県産品」又は「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
- ③ 仕様書に計上されている1品目全数使用すること
- ④ 購入建設資材であること
- ⑤ 和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱に基づきけんさんびん登録された県産品建設資材又は同要綱第2条第2項第1号若しくは第3号の条件を満たす県産品建設資材であること

#### 〈2〉 県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- ・次の条件を全て満たすこと

- ① 仕様書の本工事費内訳表、施工内訳表または工種明細表において、「名称・規格など」欄に建設資材名が明記されていること
- ② 同欄に「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
- ③ 仕様書に計上されている1品目全数使用すること
- ④ 購入建設資材であること
- ⑤ 和歌山県リサイクル製品認定制度に基づき県産認定された県認定リサイクル製品であること

※ ただし、上記〈1〉〈2〉において次のいずれかに該当するものは、対象外

① 諸経費に含まれる資材	工事看板など
② 転用可能な資材	仮設材、型枠など
③ 率計上（単位が%）のもの	砂散布費、雑工種（基礎碎石）など
④ 諸雑費など	
⑤ 建設資材と加工手間がそれぞれ個別に計上される発注仕様に対し、既に製品化された資材の提案	

## 総合評価方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」の評価対象県内開発建設技術

- ・次の条件を全て満たすこと

①仕様書に計上されている 1 品目全数使用すること

②県内開発建設技術登録制度実施要領第 3 条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術

## 総合評価方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」において、「③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品全数使用」を提案する場合に必要となる証明資料は、下記のものとする。

### 1 けんさんびん登録された県産品建設資材の使用を提案する場合

- ・「けんさんびん登録通知書（県産品建設資材）」の写し 又は「県ホームページの県産品リスト」の写し（県産品建設資材と確認できるもの）
- ・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等
- ・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

### 2 県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- ・和歌山県リサイクル製品認定通知書（平成27年4月24日以降に発行された通知書については、同条例施行規則第8条の欄が「有」、平成27年4月24日以前に発行された通知書については、同条例施行規則第7条の欄が「有」であること。）又は県ホームページの「和歌山県認定リサイクル製品リスト（一覧表）」、「事業者による製品紹介」の写し（県産認定リサイクル製品と確認できるもの）
- ・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、認定事業者の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等
- ・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

### 3 けんさんびん登録されていない県産品建設資材の使用を提案する場合

#### ○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号

「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」の場合

※ 主たる事務所とは、主たる業務を行う本社、本店をいう

- ・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、製造事業者の名称・住所、工場の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
- ・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

#### ○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第3号

「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」の場合

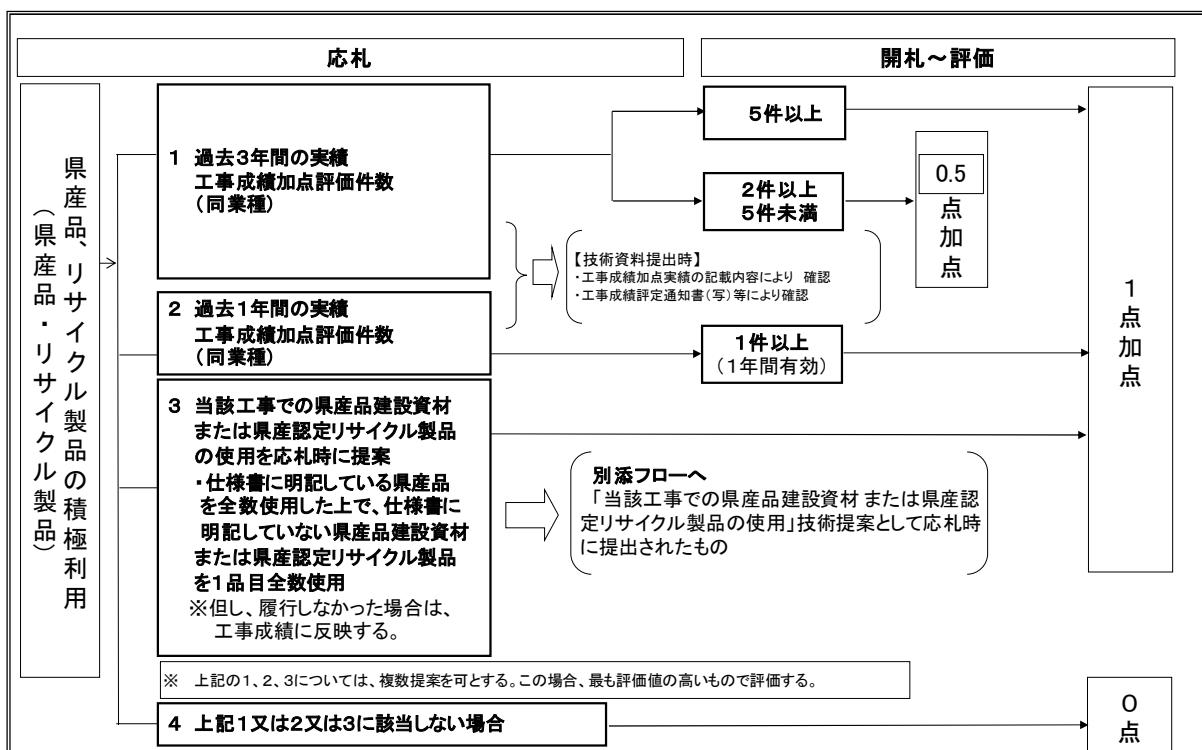
- ・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、樹種、紀州材証明者等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
- ・紀州材認証システム実施要綱第6条により公表された「県ホームページの紀州材証明者（登録）一覧表」の写し
- ・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

## 総合評価方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極使用（県内開発建設技術）」において、「県内開発建設技術を1品目全数使用」を提案する場合に必要となる証明資料は下記のものとする。

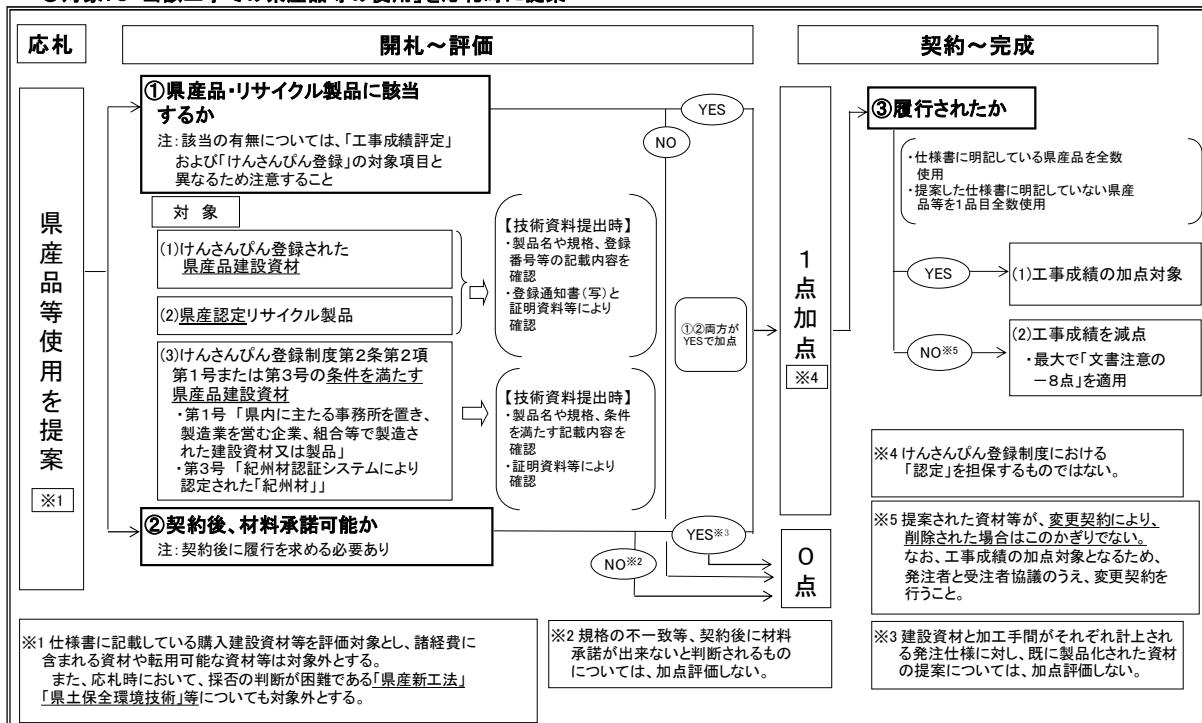
- ・「県内開発建設技術登録通知書」の写し又は「県ホームページの県内開発建設技術登録台帳」の写し
- ・工事材料確認書に添付する資料などで、県内開発建設技術の製品・工法名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等
- ・使用する県内開発建設技術が仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

◎「県産品・リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)」にかかる評価フロー

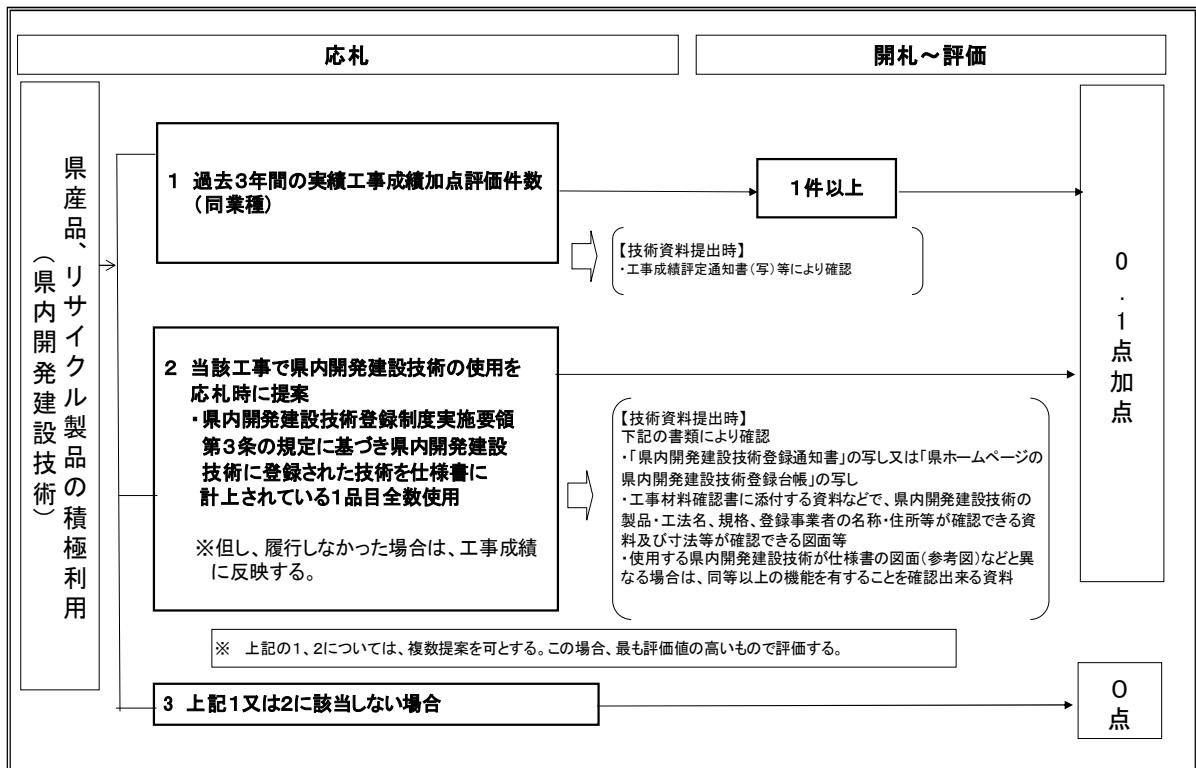


【別添フロー】

●対象: 3「当該工事での県産品等の使用」を応札時に提出



◎「県産品・リサイクル製品の積極利用(県内開発建設技術)」にかかる評価フロー



## 2) 実施手順

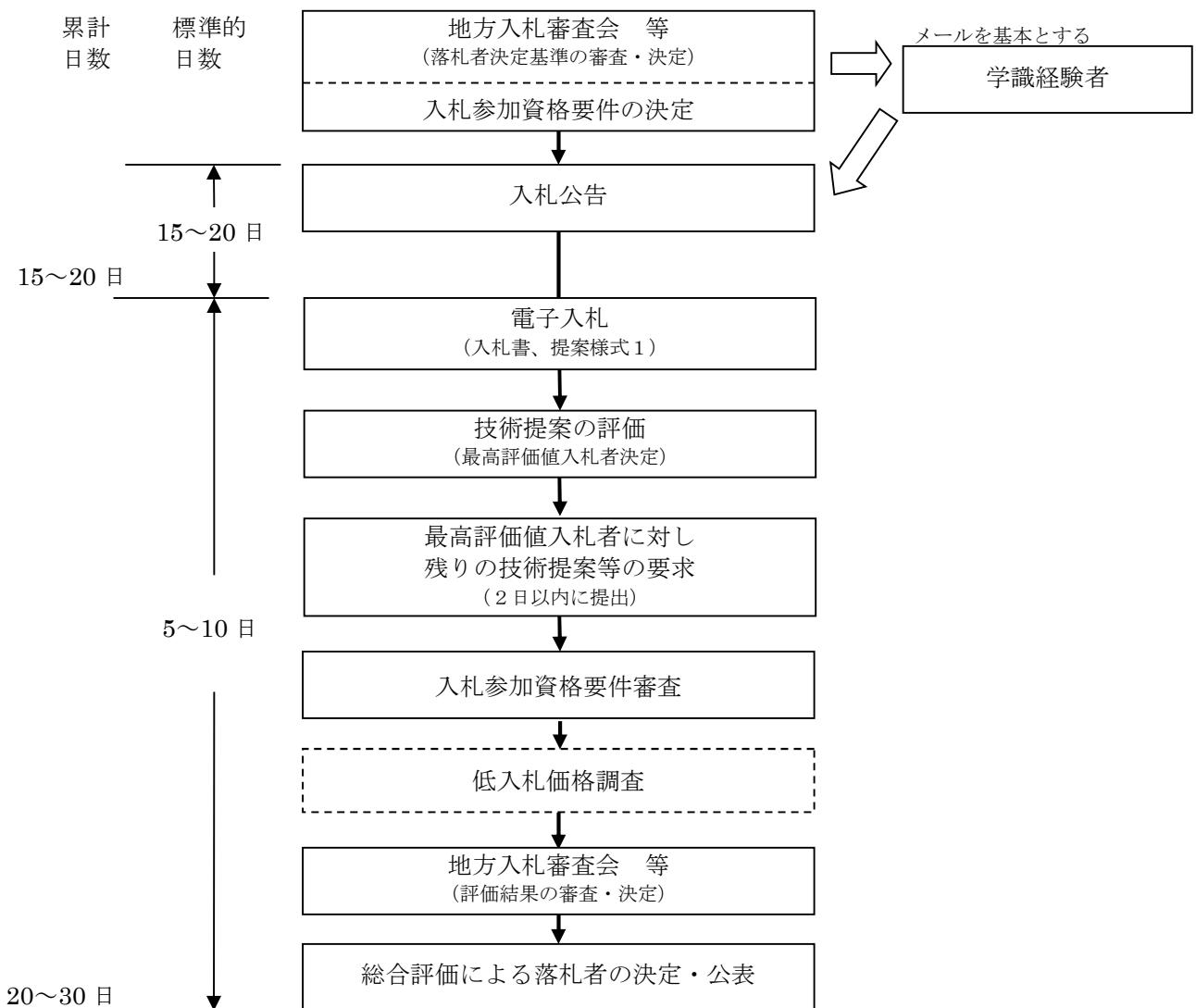


図-2 特別簡易型フロー図

### a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

### b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

**別記参考様式-2**に作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（別記2-1号様式）を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、建設工事請負業者選定地方審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案の内容が適切でなく、失格とした場合は別記3号様式により通知するものとする。この場合、学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、建設工事請負業者選定地方審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

g) 評価内容の担保

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「「県内開発建設技術」を1品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うが、加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の 5. 文書注意の一 8 点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

## 別記参考様式－1

## 別紙－1

別紙－1 総合評価方式(特別簡易型) 落札者決定基準(案)						
県土整備部(振興局建設部)名: 課(建設部)						
工事名						
工事場所						
予定価格						
工事概要						
各評価項目の選定理由						
配置予定技術者の能力	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	／1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 【予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の場合】	
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0			
		③55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技術士または技術士	1.0	／1.0	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。	
		②2級土木施工管理技術士(〇〇)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	／1.0	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5			
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0	／1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推薦単位を設定している団体」とする。		
	②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5				
	③なし	0.0				
小計			／3.0~4.0			
価格以外の評価点	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	／1.0	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【業者者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。	
		②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	／1.0	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参画可能な工事については選択しない。	
		②なし	0.0			
	地域貢献	(1)県産品・リサイクル製品の積極利用	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	／1.0	※過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり ※仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案 ※上記①②③以外
			同 2件以上5件未満	0.5		
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0		
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0		
			④上記①②③以外	0.0		
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※過去3年間とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※過去1年間とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案			0.1			
⑦上記⑤⑥以外			0.0			
小計			／2.0~3.1			
合計			／5.0~7.1			
標準点(基礎点)	100点					
加算点	換算は行わない				通常の土木一式工事では6点	
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点					
評価値	(技術評価点/入札価格(千円)) × 10 <sup>3</sup>					
※	評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 過去4年間の工事成績の平均価値は、小数第1位を切り捨てて整数止めとする。					
・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。						
・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者 ・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者						
・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。 ・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。 例: 建築工事では、土木施工管理技術士を建築施工管理技術士に、技術士を建築士に読み替える。 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること						
「大規模災害時の協定締結」注記記載例 【土木一式工事の場合】 ・〇〇工事業を土木工事業と記載する。 【建築一式工事の場合】 ・〇〇工事業を建築工事業と記載する。 【管工事の場合】 ・〇〇工事業を管工事業と記載する。 【電気工事の場合】 ・〇〇工事業を電気工事業と記載する。						

**別記参考様式－2****技術提案作成要領**

(特別簡易型)

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	○○第〇号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○市郡○○町村○○地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票、<b>技術提案のうち提案様式1</b>及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。<b>また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。</b>ただし、紙入札により入札を行う場合は、<b>提案様式1</b>に申告点数を記入し提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p>
入札書等の電子入札システムによる提出期間	○○ 年 月 日 ( ) 時 分から○○ 年 月 日 ( ) 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
	<p>技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次の留意事項及び記載例に基づき記載すること。</p> <p>【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】</p>
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）及び（その2）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>

エ	配置予定技術者の工事成績（様式4）
オ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）
カ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
【キ】	【同種工事の施工実績を求める工事に適用】 同種工事の施工実績（様式6）
【ク】	【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】 配置予定技術者の経験（様式7）
	様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。 技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。 発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。 また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。 ただし、紙入札の場合、提案様式1は入札書の提出時に提出するものとする。

技術提案の内容に関する留意事項	
【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】	
配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるについては入札書提出日の3か月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。 記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする 建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。

ウ	当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
【エ】	<p><b>【予定価格(税抜き)6,000万-1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul> <p><b>【予定価格(税抜き)6,000万-1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く。）である場合</li> </ul> <p>ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
【オ】	<p><b>【「予定価格(税抜き)6,000万-1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事」以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く。）である場合</li> </ul>
カ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
【キ】	<p><b>【監理技術者の在籍条件を求める工事に適用】</b></p> <p>監理技術者の数（〇名以上）を確認できる資料として、〇〇工事の監理技術者証の写し及び〇〇工事の監理技術者講習受講証明書の写しを添付すること。</p>
<p><b>【同種工事の施工実績を求める工事に適用】</b></p> <p>同種工事の施工実績</p>	
ア	〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した〇〇による〇〇工事の施工実績の中から代表的なものを1件、様式6に記載するものと

	する。
イ	共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のC O R I N S（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>なお、C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、C O R I N S又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p>
【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】	
配置予定技術者の経験	
ア	<p>○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事で、配置予定技術者の主任技術者、監理技術者、<b>特例監理技術者</b>、<b>又は</b>現場代理人<b>又は監理技術者補佐</b>として○○による○○工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式7に記載するものとする。</p> <p>なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）施工経験も対象とする。</p>
イ	共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のC O R I N S（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、C O R I N S又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p> <p>なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。</p>
県産品、リサイクル製品の積極利用	
	県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）及び（その2）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。
①	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p>

	共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。
②	<p>入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加重評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
③	<p>仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。この場合、リサイクル製品は県産認定された県認定リサイクル製品に限る。</p> <p>また、けんさんびん登録されていない県産品建設資材を提案する場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材であるものとする。</p>
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、様式3（その3）及び（その4）に記載すること。評価においては下記の⑤⑥の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。</p>
⑤	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有る県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
⑥	<p>県内開発建設技術の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
配置予定技術者の工事成績	
ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の1／2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属していた工事は対象としない。</p>

	<p>なお、主任（監理）技術者<b>又は特例監理技術者</b>として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人<b>又は監理技術者補佐</b>として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人<b>又は監理技術者補佐</b>として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p><b>【予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業に適用】</b></p> <p>また、上記に記載した主任（監理）技術者、<b>特例監理技術者、監理技術者補佐及び、</b>現場代理人（<b>監理技術者補佐又は現場代理人は</b>主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。）<b>のいずれもとして</b>配置された対象工事がない場合は、主任技術者として従事した契約額1,500万円未満の舗装工事業の県土整備部工事成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う発注工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の1／2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p>
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	入札参加資格認定において○○工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において○○工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、申請内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。
イ	入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。
ウ	入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、○○工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。
エ	入札書提出日時点において、入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。
申告点数表	

	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表は（提案様式1）のとおりとする。各評価内容についての申告点数を記入し、提出すること。</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙－1のとおりとする。

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。 受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

#### その他の留意事項

入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
提出された技術提案は、返却しない。
電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。
〒○○○一○○○○ ○○市○○○○ ○○振興局建設部○○課 電話 ○○○一○○○○一○○○○

様式1（特別簡易型）

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1 様式2及び配置予定技術者の資格を証明する書類（証明書類 有・無）

2 継続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）

**【3】【予定価格（税抜き）~~6,000万~~1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】**

主任技術者の兼務届出書

※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ

4 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

様式3の（その1）及び（その2）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し又はけんさんぴん登録通知書等）

（証明書類 有・無）

**【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】**

様式3の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し、けんさんぴん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）

（証明書類 有・無）

5 様式4

6 様式5及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）

**【7】【同種工事の施工実績を求める工事に適用】**

様式6及び同種工事の施工実績を証明する書類

**【8】【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】**

様式7及び配置予定技術者の経験を証明する書類

**【9】【特定建設業の許可後の継続年数を求める工事に適用】**

特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類

**【10】【監理技術者の在籍条件を求める工事に適用】**

〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）

年　月　日

和歌山県知事 〇〇〇〇様

所在 地

商 号

代表者氏名

(様式 2) (特別簡易型)

【予定価格(税抜き)~~6,000万~~1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

## 配置予定技術者の資格等

工事名 :

会社名 :

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	<p>1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)</p>	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
- ※ C P Dの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く。）である場合

ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
- ※ 当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く。）である場合
- ※ **当該工事に配置予定の監理技術者が他の工事の監理技術者と兼務する場合は、監理技術者補佐の資格等についても様式2により提出すること。また「特例監理技術者の配置届出書」を添付すること。**
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 2) (特別簡易型)

【予定価格(税抜き)~~6,000万~~1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用】

## 配置予定技術者の資格等

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
- ※ C P Dの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式3) (特別簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用（その1） (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：

①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、加点評価された工事「2～5件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	2. 93点	
2	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	4. 13点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 工事成績評定結果通知書において、「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2. 93点以上）のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、発注業種が土木工事業の場合は、同じ土木工事業で発注された工事で加点評価された実績を記載）
- ※ 工事成績は県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

②入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、加点評価された工事「1件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	2. 93点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 留意事項については、上記①と同様とする。

### 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

### 【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

(様式3) (特別簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用（その2） (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：

③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用

提案の有無	・有り ・無し				
提案	仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、下記のとおり仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用します				
仕様書における建設資材の名称	○○○○○				
使用する県産品建設資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○				
規格・型番等	○○○○○				
製造事業者等の名称	○○○○○				
製造事業者等の住所	○○○○○				
登録又は認定の有無	<table><tr><td>有り</td><td>けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○(県産)</td></tr><tr><td>無し</td><td>(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。</td></tr></table>	有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○(県産)	無し	(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。
有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○(県産)				
無し	(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。				

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 購入建設資材等を評価対象とし、諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とする。

※ 「登録又は認定の有無」の欄については、「有り」か「無し」のいずれかに記載すること。

※ 県産品建設資材については次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>

※ 県産認定リサイクル製品については次の HP を参考として下さい。

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html)

※ 紀州材認証システムについては次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html>

※ 県産品建設資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】の「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）の評価対象建設資材」を参考として下さい。 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

### 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

### 【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式3) (特別簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用（その3）  
(県内開発建設技術)

工事名：

会社名：

⑤入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事1件

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県内開発建設技術の使用（有・無）	
1	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○, ○○○, ○○○円	単体	○○工事業
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日	有	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 工事成績評定結果通知書において、「県内開発建設技術の使用」が「有」のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、発注業種が土木工事業の場合は、同じ土木工事業で発注された工事で加点評価された実績を記載）
- ※ 工事成績は県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式3) (特別簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その4)

(県内開発建設技術)

工事名 :

会社名 :

⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用

提案の有無	・有り      •無し
提案	下記のとおり県内開発建設技術を1品目全数使用します
仕様書における製品・工法の名称	○○○○○
使用する県内開発建設技術の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
登録事業者等の名称	○○○○○
登録事業者等の住所	○○○○○
登録番号	県内開発建設技術登録番号

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 県内開発建設技術については次のHPを参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>
- ※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず(その1)(その2)(その3)(その4)の全てを提出すること。

(様式4) (特別簡易型) 【予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業以外に適用】

## 配置予定技術者の工事成績

工事名:

会社名:

技術者氏名:

記載する工事成績 (申請する工事成績に○をつけること)		主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績 監理技術者補佐としての工事成績(注1) 現場代理人としての工事成績(注1)		
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
1	○○年度 ○○第 ○○号	○○振興局建設部	○○○, ○○○, ○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日	○○点
2	○○年度 ○○第 ○○号	○○振興局建設部	○○○, ○○○, ○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)	○○点
3				
4				
5				
6				
平均		○○点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1／2以上配置されたものに限る)
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る。
- ※ ○○年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。
- (注1) 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、監理技術者補佐又は現場代理人として配置された工事を対象とする。(全工期間に配置されたものに限る。)

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式4) (特別簡易型) 【予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業に適用】

## 配置予定技術者の工事成績

工事名:

会社名:

技術者氏名:

記載する工事成績 (申請する工事成績に○をつけること)		主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績 監理技術者補佐としての工事成績(注1) 現場代理人としての工事成績(注1) 主任(監理)技術者としての1,500万円未満の舗装工事業の工事成績(注2)		
番号	年度 工事番号 工事名称	発注事務所等名 施工場所	契約金額 工期(配置期間)	受注形態 工事成績
1	○○年度 ○○第 ○○号 ○○線○○工事	○○振興局建設部 ○○市○○	○○○, ○○○, ○○○円 ○年○月○日～○年○月○日	単体 ○○点
	○○年度 ○○第 ○○号 ○○線○○工事	○○振興局建設部 ○○市○○	○○○, ○○○, ○○○円 ○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)	単体 ○○点
3				
4				
5				
6				
平均		○○点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
  - ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)
  - ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
  - ※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る。
  - ※ ○○年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事とする。
  - ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
  - ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
  - ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
  - ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
  - ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。
- (注1) 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、監理技術者補佐又は現場代理人として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)
- (注2) 予定価格(税抜き)3,000万円未満の舗装工事業の入札案件については、主任(監理)技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び、現場代理人(監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を有し配置された工事に限る。)のいずれもとして配置された対象工事がない場合は、契約額1500万円未満の県土整備部工事成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注舗装工事業の工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式5) (特別簡易型) 【該当がない場合は提出不要】

## 大規模災害時の応急対策業務取組

工事名 :

会社名 :

①	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書提出の状況	申請状況 : 年 月 日 提出済み 申請内容 (災害協定に同意し加入している団体) (一社)○○協会 (一社)○○協会 (選択:建築、管、電気)
②	「災害応急対策協力者名簿」からの削除日	削除日 : 年 月 日
③	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出日	提出日 : 年 月 日

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書において○○工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格総合点数再算定申請書(県内建設工事)及び添付書類の写しを添付すること。
- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する定期審査の申請書において○○工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、入札参加資格審査申請書(県内建設業者)(様式第 1 号・第 2 号その 1)及び添付書類の写しを添付すること。

<上記添付書類>

- ・大規模災害時の応急対策業務取組一覧表 (様式第 8 号)
- ・証明書 (大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることの証明)

- ※ 入札参加資格認定(再認定を受けた者については再認定)後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を記載すること。
- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、○○工事業の当該項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を記載すること。

(様式6) (特別簡易型) 【同種工事の施工実績を求める工事に適用】

## 同種工事の施工実績

工事名 :

会社名 :

同種工事の条件		○○年4月1日以降から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績  共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、経常建設共同企業体にあっては、構成員の実績を認める。
工事名稱等	工事名称	○○○○○工事 (C O R I N S登録番号)
	発注機関名	○○○○○○
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	(全体の金額を円単位で記入する)
	工期	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	受注形態	単体 又は ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
工事概要	構造・型式	・○○工事 ○○m
	規模・寸法等	
	使用材料・数量	
	施工条件	・地形地質条件 ・施工方法

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N Sの写しを添付すること。
- ※ C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。
- ※ C O R I N S又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。

(様式 7) (特別簡易型) 【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】

## 配置予定技術者の経験

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者 ○○ ○○
工事経験の条件		○○年4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
工事経験の概要	工事名称	○○○○○工事 (C O R I N S 登録番号)
	発注機関名	○○○○○○
	工事場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円
	工期	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	受注形態等	単体 / ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
	従事役職、従事期間	現場代理人・主任技術者・監理技術者・ <b>特例監理技術者</b> ・監理技術者補佐 ○年○月○日 ~ ○年○月○日【従事期間が工期と異なる場合は必ず記載】
	工事内容	構造・型式 ・○○工 ○○○m <sup>2</sup>
	施工条件	規模・寸法等 使用材料・数量 ・コンクリート ○○○m <sup>3</sup> ・ブロック ○○○個

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者、**特例監理技術者**、**又は**現場代理人**又は**監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合には必ず従事期間を記載すること。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N S の写しを添付すること。
- ※ C O R I N S に登録されていない場合は、契約書(工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)の写し又は発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ)を添付すること。  
なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
- ※ C O R I N S 又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

**【紙入札により入札を行う場合に適用】**

(提案様式 1) (特別簡易型)

総合評価方式(特別簡易型) 申告点数表(案)					
工事名					
工事場所					
予定価格					
会社名					
許可番号					
配置予定技術者の氏名					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0		※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に限り得る資格をもつ現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、0.5点とする。
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	1.0 ~ -1.0		
		③55点未満	-1.0		
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0		※技術者は、OO部門又は組合技術監理部門(OO)に対して評価する。
		②2級土木施工管理技士(OO)	0.5		
		③上記以外	0.0		
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0		【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】
		②2級舗装施工管理技術者	0.5		
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0		
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者ととり得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推薦単位を設定している団体」とする。
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5		
		③なし	0.0		
小計					
価格以外の評価点	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0		【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」及び海南工事務所管内に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。
		②上記以外	0.0		
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0		土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
		②なし	0.0		
	地域貢献	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年内を対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5	
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0	
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品1品目全数使用を提案	1.0	
			④上記①②③以外	0.0	
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	
			⑦上記⑤⑥以外	0.0	
			小計		
			合計		

※

- ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
  - ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
  - ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)
  - ・当該様式の提出がない場合は失格とする。

・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数を算出すること。

・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。

・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を括り、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。

1入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は“①あり”とし、加点評価する。

・入札参加資格認定においてOO工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者

・入札参加資格認定においてOO工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書においてOO工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者

2入札参加資格認定においてOO工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は“②なし”とし、評価しない。

・災害応急対策協力者名簿から削除されている者

・OO工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。

・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。

例: 建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。

・選択項目で選択しなかった項目は削除すること

〔大規模災害時の協定締結〕注記記載例

【土木一式工事の場合】

・OO工事業を土木工事業と記載する。

【建築一式工事の場合】

・OO工事業を建築工事業と記載する。

【管工事の場合】

・OO工事業を管工事業と記載する。

【電気工事の場合】

・OO工事業を電気工事業と記載する。

参考様式【予定価格(税抜き)6,000万-1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

## 主任技術者の兼務届出書

年　月　日

和歌山県知事　○○　○○　様

所 在 地  
商 号  
代表者 氏名

○○年度○○第○号　○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させてるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と併せて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内(災害復旧工事等を含まない場合は2件)であることを申し添えます。

### 記

#### 1 届出の理由

<input type="checkbox"/>	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
<input type="checkbox"/>	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。(どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。)

#### 2 兼務する工事　既に配置されている工事

##### 相手工事①

発 注 者		
工 事 番 号		
工 事 名		
工 期	年　月　日から	年　月　日まで
施 工 箇 所		
技術者氏名	技術者の従事役職	

##### 相手工事②

発 注 者		
工 事 番 号		
工 事 名		
工 期	年　月　日から	年　月　日まで
施 工 箇 所		
技術者氏名	技術者の従事役職	

注(1) 監理技術者については他の工事を兼務できない。監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「特例監理技術者の配置届出書」を使用すること。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。

ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

#### 3 兼務させる理由

<input type="checkbox"/>	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
<input type="checkbox"/>	施工にあたり相互に調整を要するため(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む)

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

#### 4 兼務工事箇所図　※工事現場間の移動距離：10km程度以内

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。(A4, 1枚)  
(※) 工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。
- ・ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内(災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事)であること。

注(1) 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

参考様式【予定価格(税抜き)1億円未満の工事に適用】

特例監理技術者の配置届出書

年　月　日

和歌山県知事　○○　○○　様

所 在 地  
商 号  
代表者 氏名

○○年度○○第○号　○○○○工事の現場に配置する監理技術者について、下記の工事を兼務させてるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

記

1 配置の確認事項

<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置できる。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件まで。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は同一建設部管内の範囲である。 (○○市、○○町・・・)
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

※ レまたは■を記載すること。

2 兼務する工事

発注者			
工事番号			
工事名			
工日期	年　月　日から	年　月　日まで	
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

※ 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず特例監理技術者の途中交代が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めるが、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

3 兼務工事箇所図

※ 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載すること。

※ 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

## 9. 「簡易型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)5,000万円以上1億円未満の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として業者の施工能力を評価する「簡易型」を採用するものとする。

ただし、予定価格(税抜き)5,000万円以上1億円未満の工事については、平成21年2月から、当面、特別簡易型を採用するものとする。

この、「簡易型」では、簡易な施工計画を求めるが、発注者が示す仕様以上の優位な提案を求めるのではなく、発注者が示す仕様どおりに適切に施工が可能であるか評価するものである。

求める施工計画は、工事特性により具体的に定め（例：工事施工時の歩行者対策について等）、発注者として最低限対策が必要であると考えられる項目を予め設定しておき、実際に記載された項目数（適切であれば優劣は問わない）により、客観的に評価を行うものとする。

### 1) 落札者決定基準（別記参考様式－3）

表－5 簡易型 落札者決定基準（案）

簡易型 予定価格(税抜き) 5,000万円以上1億円未満の工事に適用						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
簡単な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0	2.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5			
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0			
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5			
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0			
		③55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	監理技術者の配置を義務付ける場合は、資格取得後の経過年数を評価する。※1
		②2級土木施工管理技士(○○)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
		②2級舗装施工管理技術者	0.5			
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推薦単位を設定している団体」とする。
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5			
		③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。※2※3
		②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
		②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	過去3年にわたり工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が ① 5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0	1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年内を対象とする。
			②過去1年にわたり工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が 1件以上あり	1.0		
		県産品・リサイクル製品	③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数を使用を提案	1.0		
			④上記①②③以外	0.0		
			⑤過去3年にわたり工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が 1件以上あり	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数を使用を提案	0.1		
			⑦上記⑤⑥以外	0.0		
以上 9. 1点以内で、換算は行わない						

※1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格(税抜き)6,000万-1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用  
年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 (5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士 (5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

※2 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし和歌山市内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし海南工事事務所管内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

#### a ) 留意点

- ア) 簡易な施工計画に記載がない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。
- イ) その他の留意点は特別簡易型と同様とする。

## 2) 実施手順

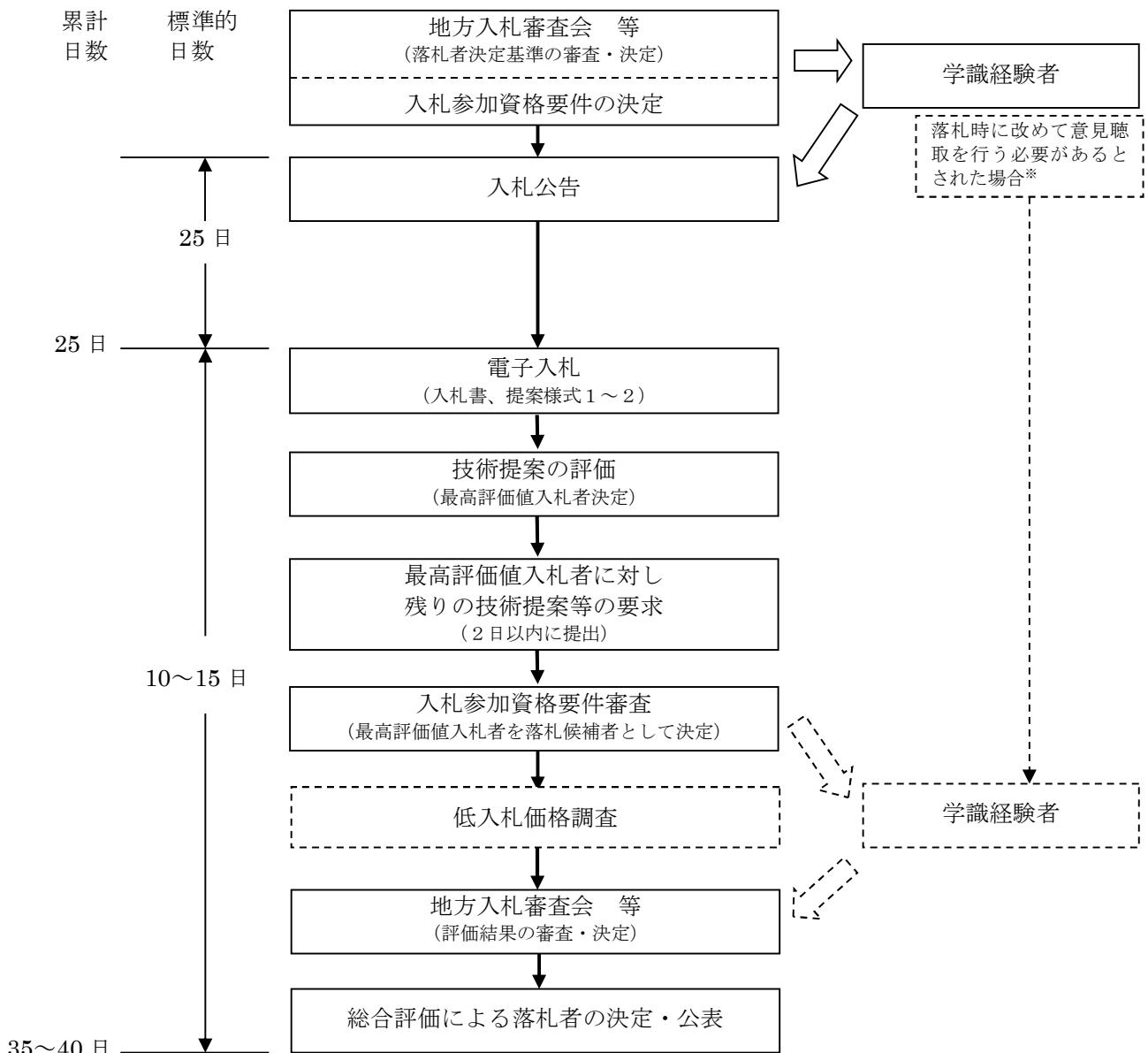


図-3 簡易型フロー図

※学識経験者の意見聴取を必要とする条件

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 技術提案の内容で失格とする場合</li> <li>2. 評価値が接近していて、一つの判断の違いで落札者が変わる場合</li> </ol> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">判断基準</div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between; width: 150px;"> <span style="margin-right: 10px;">落札候補者の評価値</span> <span style="font-size: 1.5em;">—</span> <span style="margin-left: 10px;">次順位者の評価値</span> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">&lt; 1.01</div> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>3. その他、審査が必要と判断した場合</li> </ol>  |   |

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

**別記参考様式－4**に作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（**別記2－2号様式**）を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、建設工事請負業者選定地方審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

ただし、落札者決定基準の策定にかかる意見聴取時に、落札決定を行う場合に改めて学識経験者の意見聴取を行う必要があるとされた場合（意見聴取を必要とする条件に該当する場合）は、学識経験者の意見聴取を行った上で、落札者を決定するものとする。

また、簡易な施工計画が適切でなく、失格とした場合にも、学識経験者の意見聴取を行うことを原則とする。

簡易な施工計画等が適切でなく、失格とした場合は別記3号様式により通知するものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（簡易な施工計画は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

また、簡易な施工計画の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、簡易な施工計画の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

g) 評価内容の担保

簡易型総合評価落札方式における、施工計画については、簡易な検討によるものであることから、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点のみとする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「「県内開発建設技術」を1品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うが、加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の5. 文書注意の一8点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

h) 監督

技術提案の施工方法等については、臨場等により確認を行い、工事打合せ簿を取り交わすものとする。

**別記参考様式－3** **別紙－1**

別紙－1		総合評価方式(簡易型) 落札者決定基準(案)			
		県土整備部(振興局建設部)名:		課(建設部)	
工事名					
工事場所					
予定価格					
工事概要					
各評価項目 の選定理由					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
簡易な施工 計画	(1)品質管理、工程管理等 についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0		
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5		
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0		
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5		
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0		
	小計			/ 2.0	
価格以外の 評価点	(1)過去4年間の工事成績 の平均値	①75点以上	1.0		
		②55点以上75点未満 1.0 × (工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0		
		③55点未満	-1.0		
	(2)主任(監理)技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0		
		②2級土木施工管理技士(OO)	0.5		
		③上記以外	0.0		
	(3)主任(監理)技術者の 保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0		
		②2級舗装施工管理技術者	0.5		
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0		
	(4)継続教育(CPD)の 取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する 建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0		
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5		
		③なし	0.0		
	小計			/ 3.0~4.0	
	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0		
		②上記以外	0.0		
	(2)大規模災害時の 協定締結	①あり	1.0		
		②なし	0.0		
	地域貢献	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0 0.5	
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0	
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数を使用を提案	1.0	
			④上記①②③以外	0.0	
			⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	
		県内開発建設技術	⑥「県内開発建設技術」を1品目全数を使用を提案	0.1	
			⑦上記⑤⑥以外	0.0	
			小計	/ 2.0~3.1	
			合計	/ 7.0~9.1	
標準点(基礎点)	100点				
加算点	換算は行わない			通常の土木一式工事では8点	
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点				
評価値	(技術評価点/入札価格(千円)) × 10 <sup>4</sup>				
※	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。</li> <li>過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨てて整数止めとする。</li> <li>本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</li> <li>「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1)入札提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</li> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</li> </ul> </li> <li>2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</li> <li>・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</li> </ul> </li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。</li> <li>土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>例:建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。</li> </ul> </li> <li>選択項目で選択しなかった項目は削除すること</li> </ul>				
	<p>「大規模災害時の協定締結」注記記載例</p> <p>特別簡易型参照</p>				

※1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格(税抜き)**6,000万1億**円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 (5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士 (5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

※2 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし和歌山市内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし海南工事事務所管内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

**別記参考様式－4****技術提案作成要領**(簡易型)

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	○○第〇号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○市郡○○町村○○地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票、<b>技術提案のうち提案様式1</b>及び<b>技術提案2</b>並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。<b>また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。</b></p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p> <p><b>なお、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</b></p>
入札書等の電子入札システムによる提出期間	○○ 年 月 日 ( ) 時 分から○○ 年 月 日 ( ) 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
	技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）及び（その2）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
エ	配置予定技術者の工事成績（様式4）
オ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）

カ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
キ	簡易な施工計画
(ア)	技術提案（提案様式2）
(i)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(ii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
	・・・・・・・・
	様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。
	技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
	発注機関から指示を受けた入札者は、指示受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を提出しなければならないものとする。  なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。  また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。  ただし、紙入札の場合、提案様式1から2は入札書の提出時に提出するものとする。

#### 技術提案の内容に関する留意事項

【注）簡易型で、配置予定技術者の経験又は会社の同種工事の施工実績を入札参加条件として求める場合は、標準型の技術提案作成要領に記載されている配置予定技術者の経験又は同種工事の施工実績等を準用する。】

	配置予定技術者の資格等
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるについては入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。  記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。  建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。

ウ	当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
【エ】	<p><b>【予定価格(税抜き)6,000万-1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul> <p><b>【予定価格(税抜き)6,000万-1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く。）である場合</li> </ul> <p>ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
【オ】	<p><b>【予定価格(税抜き)6,000万-1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul>
カ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
県産品、リサイクル製品の積極利用	
	県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）及び（その2）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

①	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
②	<p>入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
③	<p>仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。この場合、リサイクル製品は県産認定された県認定リサイクル製品に限る。</p> <p>また、けんさんびん登録されていない県産品建設資材を提案する場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材であるものとする。</p>
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、様式3（その3）及び（その4）に記載すること。評価においては下記の⑤⑥の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。</p>
⑤	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有の県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
⑥	<p>県内開発建設技術の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
<p>配置予定技術者の工事成績</p>	

ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者<b>又は特例監理技術者</b>として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の1／2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属していた工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者<b>又は特例監理技術者</b>として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人<b>又は監理技術者補佐</b>として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人<b>又は監理技術者補佐</b>として全工事期間に配置されたものに限る。</p>
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、申請内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。
イ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。
ウ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。
エ	入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。
申告点数表	

	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表は（提案様式1）のとおりとする。各評価内容についての申告点数を記入し、提出すること。</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
簡易な施工計画について	
ア	<p>提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式2を作成し、記載するものとする。</p> <p>(i)〇〇〇〇〇〇〇についての提案 (ii)〇〇〇〇〇〇〇についての提案 .....</p>
イ	提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
ウ	その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙－1のとおりとする。

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

<p>当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。</p>
<p>発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。</p>
<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p style="text-align: center;">受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式1（簡易型）

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式2及び配置予定技術者の資格を証明する書類（証明書類 有・無）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）
- 3 【予定価格（税抜き）~~6,000万~~1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】  
主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 4 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式3の（その1）及び（その2）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し又はけんさんぴん登録通知書等）  
(証明書類 有・無)  
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式3の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し、けんさんぴん登録通知書の写し等）  
(証明書類 有・無)
- 5 様式4
- 6 様式5及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）

年　月　日

和歌山県知事 〇〇〇〇様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

(様式 2) (簡易型)

【予定価格(税抜き)~~6,000万~~1 億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

## 配置予定技術者の資格等

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
- ※ C P Dの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く。）である場合

ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
- ※ 当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く。）である場合
- ※ **当該工事に配置予定の監理技術者が他の工事の監理技術者と兼務する場合は、監理技術者補佐の資格等についても様式 2により提出すること。また「特例監理技術者の配置届出書」を添付すること。**
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式2) (簡易型)

【予定価格(税抜き)~~6,000万~~1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用】

## 配置予定技術者の資格等

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
- ※ C P Dの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式3) (簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用（その1） (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：

①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、加点評価された工事「2～5件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	2. 93点	
2	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	4. 13点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 工事成績評定結果通知書において、「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2. 93点以上）のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、発注業種が土木工事業の場合は、同じ土木工事業で発注された工事で加点評価された実績を記載）
- ※ 工事成績は県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

②入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、加点評価された工事「1件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	2. 93点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 留意事項については、上記①と同様とする。

### 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

### 【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

(様式3) (簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用（その2） (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：

③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用

提案の有無	・有り ・無し				
提案	仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、下記のとおり仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用します				
仕様書における建設資材の名称	○○○○○				
使用する県産品建設資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○				
規格・型番等	○○○○○				
製造事業者等の名称	○○○○○				
製造事業者等の住所	○○○○○				
登録又は認定の有無	<table><tr><td>有り</td><td>けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○(県産)</td></tr><tr><td>無し</td><td>(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。</td></tr></table>	有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○(県産)	無し	(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。
有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○(県産)				
無し	(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。				

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 購入建設資材等を評価対象とし、諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とする。
- ※ 「登録又は認定の有無」の欄については、「有り」か「無し」のいずれかに記載すること。
- ※ 県産品建設資材については次のHPを参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>
- ※ 県産認定リサイクル製品については次のHPを参考として下さい。  
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html)
- ※ 紀州材認証システムについては次のHPを参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html>
- ※ 県産品建設資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。
- ※ 提案にあたっては次のHPに掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】の「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）の評価対象建設資材」を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

### 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

### 【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式 3) (簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用（その3）

（県内開発建設技術）

工事名：

会社名：

⑤入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事1件

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県内開発建設技術の使用（有・無）	
1	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○, ○○○, ○○○円	単体	○○工事業
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日	有	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 工事成績評定結果通知書において、「県内開発建設技術の使用」が「有」のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、発注業種が土木工事業の場合は、同じ土木工事業で発注された工事で加点評価された実績を記載）
- ※ 工事成績は県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績評定結果登録通知書の写しを添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式 3) (簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用（その4）

（県内開発建設技術）

工事名：

会社名：

⑥ 「県内開発建設技術」を1品目全数使用

提案の有無	・有り　　・無し
提案	下記のとおり県内開発建設技術を1品目全数使用します
仕様書における製品・工法の名称	○○○○○
使用する県内開発建設技術の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
登録事業者等の名称	○○○○○
登録事業者等の住所	○○○○○
登録番号	県内開発建設技術登録番号

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 県内開発建設技術については次の HP を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>
- ※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

(様式4) (簡易型)

## 配置予定技術者の工事成績

工事名：

会社名：

技術者氏名：

記載する工事成績 (どちらか該当する方に○印を付けること。)		主任（監理） <b>（特例監理）</b> 技術者としての工事成績		
		<b>監理技術者補佐としての工事成績</b>		
		現場代理人としての工事成績		
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期（配置期間）	工事成績
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇点
2	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 (〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	〇〇点
3				
4				
5				
平均		〇〇点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任（監理）技術者**又は特例監理技術者**として配置された工事を対象とする。（工期の1／2以上配置されたものに限る）
- ※ 主任（監理）技術者**又は特例監理技術者**として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人**又は監理技術者補佐**として配置された工事を対象とする。（全工事期間に配置されたものに限る。）
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 〇〇年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式5) (簡易型) 【該当がない場合は提出不要】

## 大規模災害時の応急対策業務取組

工事名 :

会社名 :

①	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書提出の状況	申請状況 : 年 月 日 提出済み 申請内容 (災害協定に同意し加入している団体) (一社)○○協会 (一社)○○協会 (選択:建築、管、電気)
②	「災害応急対策協力者名簿」からの削除日	削除日 : 年 月 日
③	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出日	提出日 : 年 月 日

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書において○○工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格総合点数再算定申請書(県内建設工事)及び添付書類の写しを添付すること。
- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する定期審査の申請書において○○工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、入札参加資格審査申請書(県内建設業者)(様式第 1 号・第 2 号その 1)及び添付書類の写しを添付すること。

<上記添付書類>

- ・大規模災害時の応急対策業務取組一覧表 (様式第 8 号)
- ・証明書 (大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることの証明)

- ※ 入札参加資格認定(再認定を受けた者については再認定)後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を記載すること。
- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、○○工事業の当該項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を記載すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】

(提案様式 1) (簡易型)

総合評価方式(簡易型) 申告点数表(案)							
工事名							
工事場所							
予定価格							
会社名							
許可番号							
配置予定技術者氏名							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考		
簡単な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0				
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5				
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0				
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5				
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0				
	小計						
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0				
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	1.0 ~ -1.0		※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。		
		③55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0		※技術士は、OO部門又は総合技術監理部門(OO)に対して評価する。		
		②2級土木施工管理技士(OO)	0.5		※監理技術者の配置を求める場合は、資格取得後の年数を評価する。※1		
		③上記以外	0.0				
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0		【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】		
		②2級舗装施工管理技術者	0.5				
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0				
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推薦単位を設定している団体」とする。		
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5				
		③なし	0.0				
	小計						
価格以外の評価点	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0		海草建設管内工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。※2 ※3		
		②上記以外	0.0				
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0		土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。		
		②なし	0.0				
	地域貢献	県産品・リサイクル製品の積極利用	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0 0.5	※「過去3年間」は、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。		
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
			⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり ⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。		
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
		小計					
		合計					
	※						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</li> <li>①申告点数が過大評価されている場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</li> <li>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)</li> <li>・該該様式の提出がない場合は失格とする。</li> <li>・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</li> <li>・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。</li> <li>・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めし、その申告点数は小数第1位まで記載する。</li> <li>・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を括り、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</li> <li>・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</li> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</li> </ul> </li> <li>2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</li> <li>・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>						

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。

・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。

例: 建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。

・選択項目で選択しなかった項目は削除すること

「大規模災害時の協定締結」注記記載例

特別簡易型参照

受付番号には何も記載しないでください。

(提案様式 2) (簡易型)

受付番号 :

## 簡易な施工計画

工事名 :

工事

■技術提案事項	○○○○○○についての提案
---------	---------------

### 具体的な提案

#### 1. 具体的な提案内容

- ・技術提案は本様式 (A4) ○枚以内とする。

提案会社名 :

参考様式【予定価格(税抜き)6,000万~1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

## 主任技術者の兼務届出書

年　月　日

和歌山県知事　○○　○○　様

所 在 地  
商 号  
代表者 氏名

○○年度○○第○号　○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と併せて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内（災害復旧工事等を含まない場合は2件）であることを申し添えます。

### 記

#### 1 届出の理由

□	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
□	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。（どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。）

#### 2 兼務する工事 既に配置されている工事

##### 相手工事①

発注者		
工事番号		
工事名		
工期	年　月　日から	年　月　日まで
施工箇所		
技術者氏名		技術者の従事役職

##### 相手工事②

発注者		
工事番号		
工事名		
工期	年　月　日から	年　月　日まで
施工箇所		
技術者氏名		技術者の従事役職

注(1) 監理技術者については他の工事を兼務できない。監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「特例監理技術者の配置届出書」を使用すること。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。  
ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

#### 3 兼務させる理由

□	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
□	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

#### 4 兼務工事箇所図 ※工事現場間の移動距離：10km程度以内

- ・ それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。（A4, 1枚） ×  
(※) 工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。
- ・ ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内（災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）であること。

注(1) 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

参考様式【予定価格(税抜き)1億円未満の工事に適用】

特例監理技術者の配置届出書

年　月　日

和歌山県知事　○○　○○　様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号　○○○○工事の現場に配置する監理技術者について、下記の工事を兼務させてるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

記

1 配置の確認事項

<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置できる。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件まで。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は同一建設部管内の範囲である。 (○○市、○○町・・・)
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

※ レまたは■を記載すること。

2 兼務する工事

発注者	
工事番号	
工事名	
工日期	年　月　日から　年　月　日まで
施工箇所	
技術者氏名	技術者の従事役職

※ 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず特例監理技術者の途中交代が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めるが、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

3 兼務工事箇所図



※ 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載すること。

※ 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

## 10. 「標準型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)1億円以上の工事では、原則として「標準型」を採用するものとする。ただし、予定価格(税抜き)1億円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靭化に係る工事または通常事業に係る工事（令和3年度試行）については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事（鋼構造物工事）や橋梁上部工事またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

本書（暫定版）では、特に技術提案の改善を要しない工事での、事後審査型の標準型総合評価落札方式について記載する。

評価項目のうち客観的な評価ができないものについては、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

「標準型」で求める具体的な技術提案については、発注者が示す標準的な仕様を超える提案を評価するものとする。

なお、技術ダンピングを助長させないよう、定量評価を行う場合は上限値（下限値）を明示するものとし、定性評価を行う場合は過度にコスト負担を要する提案については優位な提案として評価しないものとする。

また、技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。

1) 落札者決定基準 (別記参考様式-5、別記参考様式-6)

表-6 標準型(県内企業限定工事) 落札者決定基準(案)

標準型 県内企業限定工事対象 予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に適用						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須	
企業の施工能力	(1)和歌山県発注工事の契約後VEの採用実績の有無	①実績あり(工事費の2%以上の縮減実績) ②実績あり ③実績なし	1.0 0.5 0.0	1.0	選択	【予定価格5億円以上(建築工事は10億円以上)の工事に適用】
	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上 ②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$ ③55点未満	1.0 1.0~-1.0 -1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者 又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者 又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人 又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者 ②2級舗装施工管理技術者 ③舗装施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
配置予定技術者の能力	(3)優秀施工者受賞の有無 又は〇〇年度以降の和歌山県優良工事表彰受賞の有無	①あり ②なし	1.0 0.0	1.0	必須	
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推薦単位を設定している団体」とする。
	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
(2)大規模災害時の協定締結	(1)JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり ②なし	1.0 0.0	1.0	(選択)		土木一式、建築一式、管、電気工事に適用
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり ②なし	1.0 0.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高ない工事に適用ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の①工事の件数が5件以上あり 同 2件以上5件未満 ②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり ③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案 ④上記①②③以外	1.0 0.5 1.0 1.0 0.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
地域貢献	県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり ⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 ⑦上記⑤⑥以外	0.1 0.1 0.0	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
以上 14. 1点以内で換算は行わない						

表－7 標準型（県外企業参入工事） 落札者決定基準（案）

標準型 県外企業を含む入札 予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に適用						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須	
企業の施工能力	(1)和歌山県発注工事の契約後VEの採用実績の有無	①実績あり(工事費の2%以上の縮減実績) ②実績あり ③実績なし	1.0 0.5 0.0	1.0	選択	【予定価格5億円以上(建築工事は10億円以上)の工事に適用】
	(2)県内の優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上) ②同上(工事成績75点以上80点未満) ③同上(工事成績70点以上75点未満) ④同上(工事成績65点以上70点未満) ⑤上記以外	2.0 1.5 1.0 0.5 0.0	2.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。
		①75点以上 ②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$ ③55点未満	1.0 1.0 ~ -1.0 -1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者 又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人 又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
		①1級舗装施工管理技術者 ②2級舗装施工管理技術者 ③舗装施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。
		①和歌山県内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0	1.0	必須	
配置予定技術者の能力	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり ②なし	1.0 0.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高かない工事に適用ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり ②過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり ③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案 ④上記①②③以外	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
		⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり ⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 ⑦上記⑤⑥以外	0.1 0.1 0.0	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
		以上 14. 1点以内で換算は行わない				

a ) 留意点

ア) 表－6 は入札参加が県内業者に限定される工事に用いる。表－7 は県外業者の参入が見込まれる場合に用いるものとする。

イ) 求める具体的な技術提案は工事内容により効果的に設定（表－8 に評価項目の具体事例を示す。）することとし、必要に応じ学識経験者（和歌山県建設工事等総合

評価審査委員会) の意見を聴き設定するものとする。

また、具体的な技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。

ウ) 表－7の施工実績が国土交通省発注の和歌山県内の工事若しくは和歌山県発注工事※の場合は、当該工事の工事成績評定結果通知書（工事成績の記載された検査結果通知書でも可とする）の写しの添付を求め、工事成績の確認ができない工事又は65点未満の工事は評価の対象としない（0点評価）ものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

上記以外の工事（その他の機関の発注工事など）については、特に工事成績は求めない。

※県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）

エ) 契約後VEの実績で、共同企業体の構成員としての実績がある場合は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

オ) 表－6の配置予定技術者の優秀施工者顕彰受賞の有無又は優良工事表彰受賞の有無については、どちらかが該当すれば評価するものとする。なお、いずれも所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加点評価の対象とする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。

和歌山県優良工事表彰受賞の有無は、当該年度を含まない3カ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。

カ) 県内企業育成への取り組みは、JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用する。ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く。

- キ) 配置予定技術者のヒアリングを実施する場合には、技術提案作成要領に明記するとともに、開札後にヒアリング場所、時間等を通知し、実施するものとする。
- ク) J Vの入札参加を認める工事では、特に定めのないものは幹事会社のみ評価対象とする。
- ケ) その他の留意点は特別簡易型・簡易型と同様とする。

## 10-2. 「標準型（試行タイプ）」総合評価落札方式

### 総合評価方式（標準型）の具体的な技術提案について

平成23年6月16日

下記の工事において、「評価項目数を1項目に設定、提案数を最大5提案で評価」を試行する。

記

#### ○試行する工事

- ・PC橋上部工
  - ・鋼橋上部工
  - ・下水シールド工
  - ・トンネル工
  - ・下水処理場（電気・管）等
- の県内・県外混合工事

但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

#### ○評価

- ・提案数は最大5提案までとし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号1から5の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。
- ・配点は、1提案毎に「着目点に優提案1点」「着目点に良提案0.5点」とし、5提案合計で最大5点満点とする。なお、着目点以外の提案については、評価しない。

優：提案された事項は、極めて効果が高く、優秀な提案である。

良：提案された事項は、効果が高く、良好な提案である。

標準：提案された事項は標準的な提案であり、発注者が示す標準的な仕様と同等の効果である。

#### 落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
具体的な技術提案	○○に関する工夫についての提案	評価内容に対して最大5提案とし、5提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。	5.0	/ 5.0

#### ○その他

- ・今回の試行に伴い、試行外の工事における「標準型」の具体的な技術提案の評価についても、着目点以外の提案については、評価しない。

#### ○適用時期

平成23年6月23日以降公告分の建設工事から適用する。

表-8(1) 標準型の評価項目の具体事例

凡例) ◎:評価項目として適切 ○:評価項目として概ね適切 △:設定事例あり 空白:設定事例なし

## 企業の高度な技術力に関する評価項目の具体事例(標準型) 1

大項目	中項目	小項目	評価内容																																		
			堤工事	護岸工事	根固・水制工事	床止工事(落差工、帶工)	砂防工事	地滑り防止工事	堰門・縫管工事	水路・管路工事	揚排水機場工事	水門扉等工事	海岸構造物工事	港湾・空港・海洋埋立工事	波瀬・床板工事	コンクリート構造物工事	トンネル工事	P C橋上部工事	鋼製橋脚工事	鋼橋上部工事	軟弱地盤処理工事	土留め・仮締切工事	既製杭工事	地中連続壁工事	場所抵抗等工事	土工事	法面工事	落石防止工事	構造物撤去工事	道路付属施設工事	アスファルト舗装工事	コンクリート舗装工事	歩道・路盤工事	さく井工事	維持修繕工事	下水道布設工事	下水道電気設備工事
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費の低減							○		◎○					○										○					○○						
	その他	補償費等																															○				
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性																													◎		◎	◎		○	
		走行騒音の低減															○	◎○																			
		安定性の向上																																			
		耐久性の向上																																			
		強度の向上																																			
		美観																																			
		供用性の向上																																			
		腐食の防止																																			
		建築物の品質向上																																			
		機器の活用性の向上																																			
		その他																																			



## 2) 実施手順

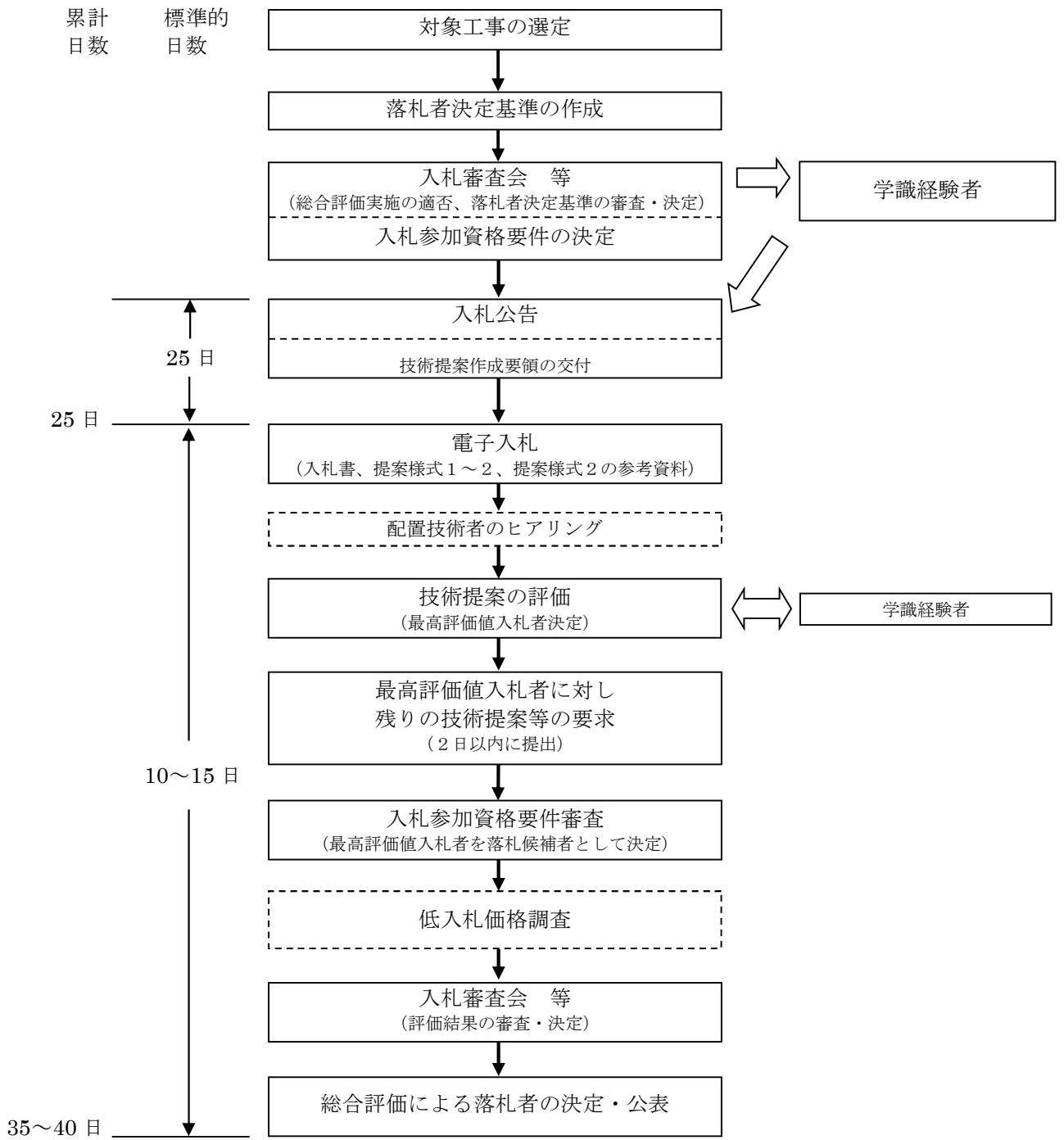


図-4 標準型フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

**別記参考様式－7**に入札参加者を県内限定とする工事の作成例を示す。

**別記参考様式－8**に入札参加者が県内・県外混合となる工事の作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（**別記2－3号様式**）を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

客観的な評価ができない項目については、総合評価委員会を利用し、評価を行うものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は**別記3号様式**により通知するものとする。具体的な技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f ) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（具体的な技術提案は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

また、具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

g ) 評価内容の担保

技術提案（施工不可と判断されたものを除く。）は、全て履行義務を負うものとし、施工方法等の履行が成されなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行う。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「「県内開発建設技術」を1品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うが、加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の5. 文書注意の一8点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由がない限りこれを認めないこととする。

h ) 監督

技術提案の施工方法等については、臨場等により確認を行い、工事打合せ簿を取り交わすものとする。

## 別記参考様式－5

## 別紙－1

別紙－1		総合評価方式(標準型) 落札者決定基準(案)				(県内限定)		
		国土整備部(振興局建設部)名:				課(建設部)		
工事名								
工事場所								
予定価格								
工事概要								
各評価項目の選定理由								
価格以外の評価点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
	具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	/ 5.0			
		小計			/ 5.0			
	企業の施工能力	(1)和歌山県発注工事の契約後VEの採用実績の有無	①実績あり(工事費の2%以上の縮減実績) ②実績あり ③実績なし	1.0 0.5 0.0	/ 1.0		【予定価格5億円以上(建築工事は10億円以上)の工事に適用】	
		小計			/ 0.0~1.0			
	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	/ 1.0		※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現時代人又は監理技術者補助として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
			②65点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 100$	1.0 ~ -1.0				
			③55点未満	-1.0				
		(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者 ②2級舗装施工管理技術者 ③舗装施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0	/ 1.0		【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】	
			(3)優秀施工者受賞の有無 又は〇〇年度以降の和歌山県優良工事表彰受賞の有無	①あり ②なし	1.0 0.0	/ 1.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。
				①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0			
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)		0.5				
		(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	③なし	0.0				
			小計			/ 3.0~4.0		
			(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0	/ 1.0		海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南事務所管内」に分けて評価する。
(2)大規模災害時の協定締結		①あり ②なし		1.0 0.0	/ 1.0	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用		
		②なし		0.0				
(3)企業育成への取り組み		①JV構成員に同様工事の施工実績を有しない者あり ②なし	1.0 0.0	/ 1.0	【JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く			
		②なし	0.0					
地域貢献	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の①工事の件数が5件以上あり	1.0	/ 1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日から提出して過去3年内を対象とする。			
			同 2件以上5件未満			0.5		
		県産品・リサイクル製品	②過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0		※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日から提出して過去3年内を対象とする。		
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0				
		④上記①②③以外	0.0					
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	/ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】		
			⑥(6)県内開発建設技術を1品目全数使用を提案	0.1		※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日から提出して過去3年内を対象とする。		
			⑦上記⑤⑥以外	0.0				
			小計			/ 2.0~4.1		
			合計			/ 100~14.1		
	標準点(基礎点)		100点					
加算点	換算は行わない					通常の土木一式工事では 11点		
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点							
評価値	(技術評価点+入札価格(千円))×10							
※	・選択項目で選択しなかつた項目は削除すること ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は①ありとし、加点評価する。 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の大規模災害時の応急対策業務取組項目で加点(40)されていながらも、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格結合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は②なしとし、評価しない。 ・災害応急対策協力者名簿から削除されている者 ・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格結合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者 【JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】							

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。

「大規模災害時の協定締結」注釈記載例

特別簡易型参照

## 別記参考様式－6

## 別紙－1

別紙－1		総合評価方式(標準型) 落札者決定基準(案)				(県内・県外混合)			
		国土整備部(振興局建設部)名: 課(建設部)							
工事名									
工事場所									
予定価格									
工事概要									
各評価項目の選定理由									
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考				
	具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目等	提案の内容により評価	0~5	/ 5.0				
			小計		/ 5.0				
	企業の施工能力	(1)和歌山県発注工事の契約後VEの採用実績の有無	①実績あり(工事費の2%以上の縮減実績)	1.0	/ 1.0	【予定価格5億円以上(建築工事は10億円以上)の工事に適用】			
			②実績あり	0.5					
			③実績なし	0.0					
		(2)県内の優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	/ 2.0	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。			
			②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5					
			③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0					
			④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5					
			⑤上記以外	0.0					
			小計		/ 2.0~3.0				
		価格以外の評価点	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	/ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。		
	②55点以上75点未満 1.0 × (工事成績の平均値-65.0)/10.0			1.0 ~ -1.0					
③55点未満	-1.0								
(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級舗装施工管理技術者		1.0	/ 1.0	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】				
	②2級舗装施工管理技術者		0.5						
	③舗装施工管理技術者の資格なし		0.0						
(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)		1.0	/ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推薦単位を設定している団体」とする。				
	②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)		0.5						
	③なし		0.0						
			小計				/ 2.0~3.0		
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	/ 1.0					
		②上記以外	0.0						
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	/ 1.0	【JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く				
		②なし	0.0						
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	/ 1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年内を対象とする。			
			同 2件以上5件未満	0.5					
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0					
			③仕様書に明記している県産品を全数を使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0					
			④上記①②③以外	0.0					
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	/ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年内を対象とする。			
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1					
			⑦上記⑤⑥以外	0.0					
				小計				/ 2.0~3.1	
				合計				/ 11.0~14.1	
標準点(基礎点)	100点								
加算点	換算は行わない				通常の土木一式工事では11点				
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点								
評価値	(技術評価点/入札価格(千円)) × 10 <sup>5</sup>								

※選択項目で選択しなかった項目は削除すること

・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。

・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。

・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指導監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。

【・JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】

・評価項目・配点について、工事案件ごとに定めるものとする。

**別記参考様式－7****技術提案作成要領**(標準型)【県内限定】

入札に付する工事の概要		
工事年度・工事番号	○○第〇号	
工事名	○○○○工事	
工事場所	○○市郡○○町村○○地内	
工事概要	入札公告を参照のこと	
工期		
予定価格		
調査基準価格		
支払条件		
契約の保証		
議会の議決		

入札書等の提出方法等		
	入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び技術提案のうち提案様式1及び提案様式2（提案様式2に参考資料を添付する場合は参考資料を含む）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	○○ 年 月 日 ( ) 時 分から ○○ 年 月 日 ( ) 時 分まで	
	提案様式2に参考資料を添付する場合で、入札書等の容量が3メガバイトを超える場合は、参考資料のみ次の方法で提出すること。（ただし、参考資料を除く入札書等の容量が3メガバイトを超えることは認めない。）	
1)	参考資料に表紙を付け、表紙に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、企業名、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載し、持参の上提出すること。	
2)	提出期間及び提出先	
	ア) 提出期間 ○○ 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで	
	イ) 提出先 ○○市○○○○ ○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○（直通）	

技術提案の様式及び提出方法	
	技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	同種工事の施工実績（様式2）
ウ	配置予定技術者の経験（様式3）
エ	配置予定技術者の資格等（様式4）
オ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式5）（その1）及び（その2）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式5）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
カ	配置予定技術者の工事成績（様式6）
キ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式7）（該当しない場合は提出不要）
ク	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
ケ	工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
(ア)	技術提案（提案様式2）
(i)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(ii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(iii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
	様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。
	技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
	発注機関から指示を受けた入札者は、指示受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を提出しなければならないものとする。
	なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。
	また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。
	ただし、紙入札の場合、提案様式1～2（参考資料を含む）は入札書の提出時に提出するものとする。

技術提案の内容に関する留意事項	
	同種工事の施工実績
ア	〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した〇〇による〇〇工事の施工実績の中から代表的なものを1件、様式2に記載するものとする。
イ	共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のC O R I N S（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>なお、C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、C O R I N S又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p>
配置予定技術者の経験	
ア	<p>○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事で、配置予定技術者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として○○による○○工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式3に記載するものとする。</p> <p>なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）施工経験も対象とする。</p>
イ	共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のC O R I N S（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、C O R I N S又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p> <p>なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。</p>
配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式4に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	<p>継続教育（C P D）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式4に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるについては入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系C P D協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。</p>
ウ	配置予定技術者の優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無を記載し、顕彰状の写しを添付すること。なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加点評価の対象とする。
エ	配置予定技術者の当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日まで

	における和歌山県優良工事表彰受賞の有無を記載し、表彰状の写しを添付すること。なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加点評価の対象とする。 共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
オ	当該工事に配置予定の技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
カ	<b>【契約の締結に議会の議決を要する工事以外に適用】</b>  当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となつている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li><li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li></ul> <b>【以下、予定価格(税抜き)6,000万1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b>  ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
カ	<b>【契約の締結に議会の議決を要する工事に適用】</b>  技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。
【キ】	<b>【予定価格(税抜き)6,000万1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b>  当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li><li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li></ul>
ク	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
ケ	単体企業【若しくは共同企業体】で有する監理技術者の数（○名以上）を確認できる資料として、○○工事の監理技術者証の写し及び○○工事の監理技術者講習受講証明書の写しを添付すること。
コ	和歌山県発注工事における契約後VEの採用実績があれば様式4に記載すること。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
県産品、リサイクル製品の積極利用	
	県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式5（その1）及び（その2）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いものを行う。

①	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
②	<p>入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
③	<p>仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。この場合、リサイクル製品は県産認定された県認定リサイクル製品に限る。</p> <p>また、けんさんびん登録されていない県産品建設資材を提案する場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材であるものとする。</p>
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、様式5（その3）及び（その4）に記載すること。評価においては下記の⑤⑥の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。</p>
⑤	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有の県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
⑥	<p>県内開発建設技術の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
配置予定技術者の工事成績	

ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者<b>又は特例監理技術者</b>として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式6に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の1／2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者<b>又は特例監理技術者</b>として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人<b>又は監理技術者補佐</b>として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式6に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人<b>又は監理技術者補佐</b>として全工事期間に配置されたものに限る。</p>
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p>上記の配置予定技術者の経験、配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。</p> <p>ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とする。また、審査においては、資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付書類を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、申請内容を様式7の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。
イ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式7の②に記載すること。
ウ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式7の③に記載すること。
エ	入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式7の提出は不要である。
申告点数表	
	電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補

	<p>者をすべて入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札する場合は、申告点数表は（提案様式1）のとおりとする。各評価内容についての申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「具体的な技術提案」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案	
ア	提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式2を作成し、記載するものとする。
(i)	○○○○○○についての提案
(ii)	○○○○○○についての提案
(iii)	○○○○○○についての提案
イ	提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
ウ	その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
エ	技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。
総合評価の評価項目資料	
	総合評価の評価項目資料は別紙-2のとおりとする。

	苦情申し立て
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。

<p>入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。</p>
<p>当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。</p>
<p>発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。</p>
<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。  受付窓口：〒〇〇〇一〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課  受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。
	〒〇〇〇一〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話 〇〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇

様式1（標準型）【県内限定】

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式2及び同種工事の施工実績を証明する書類
  - 2 様式3及び配置予定技術者の経験を証明する書類
  - 3 様式4及び配置予定技術者の資格を証明する書類
  - 4 優良工事表彰受賞の表彰状の写し（技術者）（有・無）
  - 5 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の顕彰状の写し（有・無）
  - 6 継続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）
- 【7】【予定価格(税抜き)~~6,000万~~1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】  
主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 8 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式5の（その1）及び（その2）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し又はけんさんぴん登録通知書等）  
(証明書類 有・無)

【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式5の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し、けんさんぴん登録通知書の写し等）  
(証明書類 有・無)

  - 9 様式6
  - 10 特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
  - 11 〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）
  - 12 様式7及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）

年　　月　　日

和歌山県知事 〇〇〇〇様

所在 地

商 号

代表者氏名

(様式2) (標準型) 【県内限定】

## 同種工事の施工実績

工事名：

会社名：

同種工事の条件		○○年4月1日以降から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績  共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、経常建設共同企業体にあっては、構成員の実績を認める。
工事名称等	工事名称	○○○○○工事 (C O R I N S 登録番号)
	発注機関名	○○○○○○
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	(全体の金額を円単位で記入する)
	工期	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	受注形態	単体 又は ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
工事概要	構造・型式	・○○工事 ○○m
	規模・寸法等	
	使用材料・数量	
	施工条件	・地形地質条件 ・施工方法

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N S の写しを添付すること。
- ※ C O R I N S に登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。
- ※ C O R I N S 又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。

(様式3) (標準型) 【県内限定】

## 配置予定技術者の経験

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者 ○○ ○○
工事経験の条件		○○年4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
工事経験の概要	工事名称	○○○○○工事 (C O R I N S登録番号)
	発注機関名	○○○○○○
	工事場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円
	工期	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	受注形態等	単体 / ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
	従事役職、従事期間	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐 ○年○月○日 ~ ○年○月○日【従事期間が工期と異なる場合は必ず記載】
	工事内容	構造・型式 ・○○工 ○○○m <sup>2</sup>
	内容	規模・寸法等 使用材料・数量 ・コンクリート ○○○m <sup>3</sup> ・ブロック ○○○個 施工条件 ・地形地質条件 ・施工方法

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合には必ず従事期間を記載すること。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N Sの写しを添付すること。
- ※ C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書(工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)の写し又は発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ)を添付すること。  
なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
- ※ C O R I N S又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

(様式4) (標準型) 【県内限定】

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名：

### 技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
優良工事表彰受賞の有無	有り	和歌山県 ○○年度
優秀施工者顕彰受賞の有無	有り	○○年度

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。

※ CPDの証明書の写しを添付すること。

※ 優秀施工者国土交通大臣顕彰の受賞がある場合又は当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに優良工事表彰受賞がある場合は、表彰状の写しを添付すること。

※ 継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。

※ 【契約の締結に議会の議決を要する工事以外に適用】

技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。

・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合

・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合

【以下、予定価格(税抜き)6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

※ 【契約の締結に議会の議決を要する工事に適用】

技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。

※ 【予定価格(税抜き)6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合

・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合

※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

### 会社

和歌山県発注工事における契約後VEの採用実績	・有り	・無し
	工事名称	○○○○○工事
	工期	○年○月○日～○年○月○日
	受注形態	単体 又は ○○・○○・○○JV (出資比率○○%)

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 和歌山県発注工事における契約後VEの採用実績があれば記載すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式5) (標準型) 【県内限定】

県産品、リサイクル製品の積極利用（その1）  
（県産品・リサイクル製品）

工事名：

会社名：

①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、加点評価された工事「2～5件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	2. 93点	
2	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	4. 13点	

※ 記載例の明示は記入例である。

※ 工事成績評定結果通知書において、「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2. 93点以上）のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、発注業種が土木工事業の場合は、同じ土木工事業で発注された工事で加点評価された実績を記載）

※ 工事成績は県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。

※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。

※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

②入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、加点評価された工事「1件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	2. 93点	

※ 記載例の明示は記入例である。

※ 留意事項については、上記①と同様とする。

【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

(様式5) (標準型) 【県内限定】

## 県産品、リサイクル製品の積極利用（その2） (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：

③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用

提案の有無	・有り	・無し
提案	仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、下記のとおり仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用します	
仕様書における建設資材の名称	○○○○○	
使用する県産品建設資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○	
規格・型番等	○○○○○	
製造事業者等の名称	○○○○○	
製造事業者等の住所	○○○○○	
登録又は認定の有無	有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○一○○・県認定リサイクル製品番号 ○○一○○(県産)  (和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載)  ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ 本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。  ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ 事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ 製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。
	無し	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 購入建設資材等を評価対象とし、諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とする。
- ※ 「登録又は認定の有無」の欄については、「有り」か「無し」のいずれかに記載すること。
- ※ 県産品建設資材については次のHPを参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>
- ※ 県産認定リサイクル製品については次のHPを参考として下さい。  
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html)
- ※ 紀州材認証システムについては次のHPを参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html>
- ※ 県産品建設資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。
- ※ 提案にあたっては次のHPに掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】の「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）の評価対象建設資材」を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

### 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

### 【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式5) (標準型) 【県内限定】

県産品、リサイクル製品の積極利用（その3）

(県内開発建設技術)

工事名：

会社名：

⑤入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事1件

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県内開発建設技術の使用（有・無）	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	有	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 工事成績評定結果通知書において、「県内開発建設技術の使用」が「有」のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、発注業種が土木工事業の場合は、同じ土木工事業で発注された工事で加点評価された実績を記載）
- ※ 工事成績は県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式5) (標準型) 【県内限定】

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その4)

(県内開発建設技術)

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

⑥ 「県内開発建設技術」を1品目全数使用

提案の有無	・有り      •無し
提案	下記のとおり県内開発建設技術を1品目全数使用します
仕様書における製品・工法の名称	○○○○○
使用する県内開発建設技術の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
登録事業者等の名称	○○○○○
登録事業者等の住所	○○○○○
登録番号	県内開発建設技術登録番号

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 県内開発建設技術については次のHPを参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>

※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず(その1)(その2)(その3)(その4)の全てを提出すること。

(様式6) (標準型) 【県内限定】

## 配置予定技術者の工事成績

工 事 名 :

会 社 名 :

技術者氏名 :

記載する工事成績 (どちらか該当する方に○印を付けること。)		主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績		
		監理技術者補佐としての工事成績		
		現場代理人としての工事成績		
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇点
2	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 (〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	〇〇点
3				
4				
5				
平均		〇〇点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る。
- ※ 〇〇年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式7) (標準型) 【県内限定】 【該当がない場合は提出不要】

## 大規模災害時の応急対策業務取組

工事名：

会社名：

①	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書提出の状況	申請状況： 年 月 日 提出済み 申請内容（災害協定に同意し加入している団体） (一社)○○協会 (一社)○○協会（選択：建築、管、電気）
②	「災害応急対策協力者名簿」からの削除日	削除日： 年 月 日
③	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出日	提出日： 年 月 日

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書において○○工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格総合点数再算定申請書（県内建設工事）及び添付書類の写しを添付すること。
- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する定期審査の申請書において○○工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、入札参加資格審査申請書（県内建設業者）（様式第1号・第2号その1）及び添付書類の写しを添付すること。

<上記添付書類>

- ・大規模災害時の応急対策業務取組一覧表（様式第8号）
- ・証明書（大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることの証明）

- ※ 入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を記載すること。
- ※ 入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、○○工事業の当該項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を記載すること。

## 【紙入札により入札を行う場合に適用】

(提案様式 1) (標準型) 【県内限定】

総合評価方式(標準型) 申告点数表(案)						(県内限定)		
工事名								
工事場所								
予定価格								
会社名								
許可番号								
配置予定技術者の氏名								
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考			
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	/				
	小計			/				
企業の施工能力	(1)和歌山県発注工事の契約後VEの採用実績の有無	①実績あり(工事費の2%以上の縮減実績) ②実績あり ③実績なし	1.0 0.5 0.0		【予定価格5億円以上(建築工事は10億円以上)の工事に適用】			
	小計			/				
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0					
		②55点以上75点未満 1.0 × (工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0		※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。			
		③55点未満	-1.0		※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0					
		②2級舗装施工管理技術者	0.5		【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】			
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0					
	(3)優秀施工者受賞の有無 又は〇〇年度以降の和歌山県優良工事表彰受賞の有無	①あり	1.0					
		②なし	0.0					
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0					
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推薦単位を設定している団体」とする。			
		③なし	0.0					
価格以外の評価点	小計							
	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0		海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事務所管内」に分けて評価する。			
		①あり ②なし	1.0 0.0		土木一式、建築一式、管、電気工事に適用			
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり ②なし	1.0 0.0		【JVを認める工事で特に難易度が高かない工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く			
		①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり ②同2件以上5件未満	1.0 0.5					
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	③過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0		※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日から計算して過去3年内を対象とする。			
		④仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0		※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日から計算して過去1年内を対象とする。			
		⑤上記①②③以外	0.0					
		⑥過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり ⑦上記⑤⑥以外	0.1 0.0		【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日から計算して過去3年内を対象とする。			
	小計							
合計								
※	•書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ②申告点数が過小評価された場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。) •当該様式の提出がない場合は失格とする。 •申告点数が記載されていない内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。 •技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。 •過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨てて整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。 •本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指導監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 •「大規模災害時の協定総結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 -入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 -入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 -災害応急対策協力者名簿から削除されている者 -〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者 [-JVで工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。]							

・評価項目・点配についてには、工事案件ごとに定めるものとする。

・選択項目で選択しなかった項目は削除すること

「大規模災害時の協定総結」注釈記載例

特別簡易型参照

(提案様式 2) (標準型) 【県内限定】

受付番号 : \_\_\_\_\_

## 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名 :

工事

■技術提案事項	○○○○○○についての提案
---------	---------------

## 具体的な提案

## 1. 具体的な提案内容

番号	具体的な提案内容	期待される効果	発注仕様との相違点
	<p>○具体的な技術提案に対する具体的な提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案事項 1 項目につき、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。</li> <li>・具体的な提案内容が複数となる場合は、1 つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項 1 項目につき、最大 5 提案とする。</li> <li>・フォントサイズは 10.5 ポイント以上で縦横等倍とする。</li> <li>・具体的かつ簡潔に記載すること。</li> </ul> <p>(独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても 1 つの提案と見なし評価することがある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。</li> </ul> <p>「発注仕様との相違点」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合 「発注仕様では施工しない」と記載</li> <li>●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合 両方を記載（例：○○による施工 → □□による施工）</li> <li>●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合 両方を記載（例：○○本 → □□本）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。</li> <li>・本様式に何も記載がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。</li> <li>・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。</li> <li>・施工方法等の工夫に着目して評価する提案においては、使用材料のグレードアップ等材料のみの提案は着目外とする。</li> <li>・具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。</li> </ul> <p>○参考資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案事項 1 項目につき 2 枚を限度に参考資料（様式自由、A4 サイズ以内）を添付できるものとする。</li> <li>・参考資料に記載する内容は、提案様式 2 に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案様式 2 及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式 2 を含めた提出順に 1 枚目を提案様式 2 、2 枚目及び 3 枚目を参考資料と判断し評価する。</li> <li>・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。</li> <li>・具体的な提案（施工不可と判断されたものを除く）は全て履行義務を負うものとする。</li> </ul>		

## 2. 利用条件

参考資料の有無	有り（電送・持参）	無し
---------	-----------	----

提案会社名 :

※上記 2 に示す利用条件は、上記 1 に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。

参考様式【予定価格(税抜き)6,000万1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

## 主任技術者の兼務届出書

年　月　日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地

商 号

代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と併せて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内（災害復旧工事等を含まない場合は2件）であることを申し添えます。

記

### 1 届出の理由

□	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
□	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。（どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。）

### 2 兼務する工事 既に配置されている工事

#### 相手工事①

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年	月	日から 年　月　日まで
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

#### 相手工事②

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年	月	日から 年　月　日まで
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

注(1) **監理技術者については他の工事を兼務できない**—監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「特例監理技術者の配置届出書」を使用すること。

- (2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。  
ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

### 3 兼務させる理由

□	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
□	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

### 4 兼務工事箇所図 **※工事現場間の移動距離：10km程度以内**

- ・ それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。（A4、1枚）  
**（※）工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。**  
・ ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内（災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）であること。

注(1) 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

**別記参考様式－8**

## 技術提案作成要領

(標準型)【県内・県外混合】

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	○○第〇号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○市郡○○町村○○地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び技術提案のうち提案様式1及び提案様式2（提案様式2に参考資料を添付する場合は参考資料を含む）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。
入札書等の電子入札システムによる提出期間	○○ 年 月 日 ( ) 時 分から ○○ 年 月 日 ( ) 時 分まで
	提案様式2に参考資料を添付する場合で、入札書等の容量が3メガバイトを超える場合は、参考資料のみ次の方法で提出すること。（ただし、参考資料を除く入札書等の容量が3メガバイトを超えることは認めない。）
1)	参考資料に表紙を付け、表紙に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、企業名（共同企業体の場合は共同企業体名）、建設業許可番号（共同企業体の場合は代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載し、持参の上提出すること。
2)	提出期間及び提出先
	ア) 提出期間 ○○ 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
	イ) 提出先 ○○市○○○○ ○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○（直通）

技術提案の様式及び提出方法	
	技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の経験（様式2）
ウ	配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格（様式3）
エ	同種工事の施工実績等（様式4）
オ	配置予定技術者の資格等（様式5）
カ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式6）（その1）及び（その2）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式6）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
キ	配置予定技術者の工事成績（様式7）
ク	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
ケ	工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
(ア)	技術提案（提案様式2）
(i)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(ii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(iii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
【コ】	<p>【共同企業体の場合は、和歌山県建設工事共同企業体取扱要綱（平成2年4月1日施行）第6条に定める書類】</p> <p>様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。</p>
	<p>技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。</p> <p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に書面により技術提案を提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>ただし、紙入札の場合、提案様式1及び提案様式2（参考資料を含む。）は入札書の提出時に提出するものとする。</p>

技術提案の内容に関する留意事項		
	配置予定技術者の経験	
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事で、主任技術者、監理技術者、<b>特例監理技術者</b>、現場代理人<b>又は監理技術者補佐</b>として〇〇による〇〇工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式2に記載するものとする。</p> <p>なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）施工経験も対象とする。</p> <p>【共同企業体の場合は、代表幹事が配置する予定の技術者についてのみ記載すること。】</p>	
イ	共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。	
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のC O R I N S（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、C O R I N S又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p> <p>なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。</p>	
同種工事の施工実績等		
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した〇〇による〇〇工事の施工実績の中から代表的なものを1件、様式4に記載するものとする。共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p> <p>【共同企業体の場合は、代表幹事の施工実績のみ記載すること。】</p>	
イ	記載する工事を選定する優先順位は、原則として国土交通省発注の県内工事並びに和歌山県発注の県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領若しくは農林水産部工事成績評定要領若しくは教育庁工事等成績評定要領により評定を行う工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）、その他国土交通省及び和歌山県発注工事、その他公共機関発注工事の順位とする。	
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のC O R I N S（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>なお、C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、C O R I N S又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p>	

エ	国土交通省発注の和歌山県内の工事又は和歌山県発注の県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領若しくは農林水産部工事成績評定要領若しくは教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を実績とする場合は、当該工事にかかる工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。工事成績が確認できない場合又は6点未満の場合は評価の対象としない。
【オ】	【和歌山県県土整備部又は農林水産部発注工事における契約後VEの採用実績があれば様式4に記載すること。共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。】
【カ】	【共同企業体の場合、幹事会社以外の構成員の○○による○○○工事の施工実績の有無について様式4に記載すること。】
配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式5に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者となり得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。 【共同企業体の場合は、代表幹事以外の構成員が配置する予定の技術者については様式3に記載するものとする。なお、当該技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。 ただし、当該技術者が他の工事の配置技術者と兼務する場合は、添付を要しないものとし、その場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること】
イ	継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式5に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるについては入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。 記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。 建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。
ウ	当該工事に配置予定の技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。

エ	<p><b>【契約の締結に議会の議決を要する工事以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul> <p><b>【以下、予定価格(税抜き)6,000万1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b></p> <p>ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
エ	<p><b>【契約の締結に議会の議決を要する工事に適用】</b></p> <p>技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。</p>
【オ】	<p><b>【予定価格(税抜き)6,000万1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul>
カ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
キ	単体企業【若しくは共同企業体】で有する監理技術者の数（〇名以上）を確認できる資料として、〇〇工事の監理技術者証の写しを添付すること。
県産品、リサイクル製品の積極利用	
	県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式6（その1）及び（その2）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。
①	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p> <p>【共同企業体の場合は、代表幹事のみ対象とする。】</p>

②	<p>入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p> <p>【共同企業体の場合は、代表幹事のみ対象とする。】</p>
③	<p>仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。この場合、リサイクル製品は県産認定された県認定リサイクル製品に限る。</p> <p>また、けんさんびん登録されていない県産品建設資材を提案する場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材であるものとする。</p>
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、様式6（その3）及び（その4）に記載すること。評価においては下記の⑤⑥の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。</p>
⑤	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有の県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
⑥	<p>県内開発建設技術の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
配置予定技術者の工事成績	
ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式7に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の1／2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式7に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p>

イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p>上記の同種工事の施工経験、配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。【共同企業体の場合で、代表幹事以外の構成員が配置する予定の技術者についても複数の候補者を記載することができる。（様式3）】ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とする。【なお、共同企業体の場合は、代表幹事の候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、代表幹事以外の構成員は候補者1名につき各様式1枚とする。】また、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
申告点数表	
	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表は（提案様式1）のとおりとする。各評価内容についてのに申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「具体的な技術提案」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次とおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p> <p>【共同企業体の場合は、申告点数表の「許可番号」及び「配置予定技術者の氏名」の欄には、代表幹事の「許可番号」及び「配置予定技術者の氏名」を記載すること。】</p>
工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案	
ア	提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式2を作成し、記載するものとする。
(i)	○○○○○○についての提案
(ii)	○○○○○○についての提案
(iii)	○○○○○○についての提案
イ	提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

ウ	その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
エ	技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。
工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案【試行タイプの場合】	
ア	提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それについて提案様式2を作成し、記載するものとする。 ○○○○○○についての提案
イ	提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
ウ	その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
エ	技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙－1のとおりとする。
総合評価の評価項目資料	
	総合評価の評価項目資料は別紙－2のとおりとする。

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。 受付窓口：〒○○○一○○○○○ ○○市○○○○○ ○○振興局建設部○○課 受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

その他の留意事項

入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
提出された技術提案は、返却しない。
電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式1（単体企業）（標準型）【県内・県外混合】

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式2及び配置予定技術者の経験を証明する書類
  - 2 様式4及び同種工事の施工実績を証明する書類
  - 3 上記工事の工事成績評定結果通知書の写し（有・無）
  - 4 様式5及び配置予定技術者の資格を証明する書類
  - 5 継続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）
- 【6】【予定価格(税抜き)6,000万1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】  
主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 7 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式6の（その1）及び（その2）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し又はけんさんぴん登録通知書等）  
(証明書類 有・無)

【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式6の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し、けんさんぴん登録通知書の写し等）  
(証明書類 有・無)

  - 8 様式7
  - 9 特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
  - 10 〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）

年　月　日

和歌山県知事 〇〇〇〇 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

様式1（共同企業体）（標準型）【県内・県外混合】

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号  
工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式2及び配置予定技術者の経験を証明する書類
  - 2 様式3及び配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格を証明する書類
  - 3 様式4及び同種工事の施工実績を証明する書類
  - 4 上記工事の工事成績評定結果通知書の写し（有・無）
  - 5 様式5及び配置予定技術者（代表幹事が配置）の資格を証明する書類
  - 6 繙続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）
- 【7】【予定価格(税抜き)6,000万1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】  
主任技術者の兼務届出書 ※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 8 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式6の（その1）及び（その2）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し又はけんさんぴん登録通知書等）  
(証明書類 有・無)
- 【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式6の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し、けんさんぴん登録通知書の写し等）  
(証明書類 有・無)
- 9 様式7
  - 10 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）（別記第1号様式）
  - 11 特定建設工事共同企業体協定書の写し（別記第2号様式）
  - 12 構成員全員の特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
  - 13 共同企業体の構成員が有する〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）

年　月　日

和歌山県知事 〇〇〇〇 様

名 称	特定建設工事共同企業体
所在 地	
代表者商号	
代表者氏名	
所在 地	
構成員商号	
代表者氏名	

## (様式2) (標準型) 【県内・県外混合】

## 配置予定技術者の経験

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者 ○○ ○○
工事経験の条件		○○年4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した同種工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
工事経験の概要	工事名称	○○○○○工事 (C O R I N S 登録番号)
	発注機関名	○○○○○○
	工事場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円
	工期	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	受注形態等	単体 / ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
	従事役職、 従事期間	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐 ○年○月○日 ~ ○年○月○日【従事期間が工期と異なる場合は必ず記載】
	工事内容	構造・型式 ・○○工 ○○○m <sup>2</sup>
	規模・寸法等	
	使用材料・数量	・コンクリート ○○○m <sup>3</sup> ・ブロック ○○○個
	施工条件	・地形地質条件 ・施工方法

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合には必ず従事期間を記載すること。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N S の写しを添付すること。
- ※ C O R I N S に登録されていない場合は、契約書(工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)の写し又は発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ)を添付すること。  
なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
- ※ C O R I N S 又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。
- ※ 共同企業体の場合は、代表幹事が配置する予定の技術者についてのみ記載すること。

(様式3) (標準型) 【県内・県外混合】

## 配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写しを添付すること。
- ※ 特定建設工事共同企業体の場合は作成すること。
- ※ 継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

(様式4) (標準型) 【県内・県外混合】

## 同種工事の施工実績等

工事名：

会社名：

同種工事の条件		○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、経常建設共同企業体にあっては、構成員の実績を認める。
工事名称等	工事名称	○○○○○工事 (C O R I N S 登録番号)
	発注機関名	○○○○○○
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	(全体の金額を円単位で記入する)
	工期	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	受注形態	単体 又は ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
	工事成績	国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事の場合は工事成績を記入
工事概要	構造・型式	・○○工事 ○○m
	規模・寸法等	
	使用材料・数量	
	施工条件	・地形地質条件 ・施工方法
和歌山県発注工事における契約後VEの採用実績	・有り	・無し
	工事名称	○○○○○工事
	工期	○年○月○日 ~ ○年○月○日
	受注形態	単体 又は ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
共同企業体の代表幹事以外の構成員の同種工事経験	・無し	・有り ※必要な場合のみ記載すること

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N S の写しを添付すること。
- ※ C O R I N S に登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。
- ※ C O R I N S 又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 施工実績が国土交通省発注県内工事又は県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領若しくは農林水産部工事成績評定要領若しくは教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の場合は、工事成績評定結果通知書等の写しを添付すること。

(様式5) (標準型) 【県内・県外混合】

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ C P D の証明書の写しを添付すること。
- ※ 資格等の写し (実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等) を添付すること。
- ※ 継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 【契約の締結に議会の議決を要する工事以外に適用】  
技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合

【以下、予定価格(税抜き)6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

 ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
- ※ 【契約の締結に議会の議決を要する工事に適用】  
技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。
- ※ 【予定価格(税抜き)6,000万1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】  
当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

(様式6) (標準型) 【県内・県外混合】

県産品、リサイクル製品の積極利用（その1）  
（県産品・リサイクル製品）

工事名：

会社名：

①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、加点評価された工事「2～5件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	2. 93点	
2	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	4. 13点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 工事成績評定結果通知書において、「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2. 93点以上）のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、発注業種が土木工事業の場合は、同じ土木工事業で発注された工事で加点評価された実績を記載）

※ 工事成績は県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。

※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。

※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

②入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、加点評価された工事「1件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇工事業
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	2. 93点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 留意事項については、上記①と同様とする。

【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

(様式6) (標準型) 【県内・県外混合】

県産品、リサイクル製品の積極利用（その2）  
（県産品・リサイクル製品）

工事名：

会社名：

③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用

提案の有無	・有り      • 無し				
提案	仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、下記のとおり仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用します				
仕様書における建設資材の名称	○○○○○				
使用する県産品建設資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○				
規格・型番等	○○○○○				
製造事業者等の名称	○○○○○				
製造事業者等の住所	○○○○○				
登録又は認定の有無	<table border="1"> <tr> <td>有り</td> <td>けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○一○○・県認定リサイクル製品番号 ○○一○○(県産)  (和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいづれか一つを記載)  ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○      • 本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。  ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○      • 事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○      • 製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。</td> </tr> <tr> <td>無し</td> <td></td> </tr> </table>	有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○一○○・県認定リサイクル製品番号 ○○一○○(県産)  (和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいづれか一つを記載)  ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○      • 本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。  ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○      • 事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○      • 製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。	無し	
有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○一○○・県認定リサイクル製品番号 ○○一○○(県産)  (和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいづれか一つを記載)  ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○      • 本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。  ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○      • 事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○      • 製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。				
無し					

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 購入建設資材等を評価対象とし、諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とする。
- ※ 「登録又は認定の有無」の欄については、「有り」か「無し」のいずれかに記載すること。
- ※ 県産品建設資材については次のHPを参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>

- ※ 県産認定リサイクル製品については次のHPを参考として下さい。

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html)

- ※ 紀州材認証システムについては次のHPを参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html>

- ※ 県産品建設資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

- ※ 提案にあたっては次のHPに掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】の「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）の評価対象建設資材」を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式6) (標準型) 【県内・県外混合】

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その3)  
(県内開発建設技術)

工事名 :

会社名 :

⑤入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事1件

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県内開発建設技術の使用(有・無)	
1	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○, ○○○, ○○○円	単体	○○工事業
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日	有	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 工事成績評定結果通知書において、「県内開発建設技術の使用」が「有」のあった同業種の工事を記載すること。(発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、発注業種が土木工事業の場合は、同じ土木工事業で発注された工事で加点評価された実績を記載)
- ※ 工事成績は県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず(その1)(その2)(その3)(その4)の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式6) (標準型) 【県内・県外混合】

## 県産品、リサイクル製品の積極利用（その4）

### （県内開発建設技術）

工事名：

会社名：

#### ⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用

提案の有無	・有り      •無し
提案	下記のとおり県内開発建設技術を1品目全数使用します
仕様書における製品・工法の名称	○○○○○
使用する県内開発建設技術の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
登録事業者等の名称	○○○○○
登録事業者等の住所	○○○○○
登録番号	県内開発建設技術登録番号

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 県内開発建設技術については次のHPを参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>
- ※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）（その4）の全てを提出すること。

## (様式7) (標準型) 【県内・県外混合】

## 配置予定技術者の工事成績

工事名:

会社名:

技術者氏名:

記載する工事成績 (どちらか該当する方に○印を付けること。)		主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績		
		監理技術者補佐としての工事成績		
		現場代理人としての工事成績		
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇点
2	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 (〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	〇〇点
3				
4				
5				
平均		〇〇点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る。
- ※ 〇〇年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】

(提案様式1) (標準型) 【県内・県外混合】

総合評価方式(標準型) 申告点数表(案)						(県内・県外混合)			
工事名									
工事場所									
予定価格									
会社名									
許可番号									
配置予定技術者の氏名									
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考				
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5						
	小計								
企業の施工能力	(1)和歌山県発注工事の契約後VEの採用実績の有無	①実績あり(工事費の2%以上の縮減実績) ②実績あり ③実績なし	1.0 0.5 0.0		【予定価格5億円以上(建築工事は10億円以上)の工事に適用】  ※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。				
	(2)県内の優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上) ②同上(工事成績75点以上80点未満) ③同上(工事成績70点以上75点未満) ④同上(工事成績65点以上70点未満) ⑤上記以外	2.0 1.5 1.0 0.5 0.0						
		小計							
		①75点以上 ②55点以上75点未満 1.0 × (工事成績の平均値-65.0) / 10.0 ③55点未満	1.0 1.0 -1.0		※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。				
		①②級舗装施工管理技術者 ③舗装施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0						
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0						
		小計							
		①和歌山県内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0						
		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり ②なし	1.0 0.0			【JVを認める工事で特に難易度が高かない工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く			
価格以外の評価点	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品リサイクル製品	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が 5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0 0.5	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。				
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が 1件以上あり	1.0					
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0					
			④上記①②③以外	0.0					
			⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が 1件以上あり	0.1		【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。			
		県内開発建設技術	⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1					
			⑦上記⑤⑥以外	0.0					
			小計						
			合計						
※									
・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。									
①申告点数が過大評価されてしまった場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。									
②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)									
・当該様式の提出がない場合は失格とする。									
・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。									
・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。 【共同企業体の場合は、代表幹事の候補者毎に申告点数表を作成すること】									
・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。									
・本店の有無で、本店とは主たる営業所・建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。									
【・JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】									
・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。									
・選択項目で選択しなかった項目は削除すること									

受付番号には何も記載しないでください。

(提案様式 2) (標準型) 【県内・県外混合】

受付番号 : \_\_\_\_\_

## 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名 :

工事

■技術提案事項	〇〇〇〇〇〇についての提案
---------	---------------

### 具体的的な提案

#### 1. 具体的な提案内容

番号	具体的な提案内容	期待される効果	発注仕様との相違点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な提案に対する具体的な提案について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案事項 1 項目につき、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。</li> <li>・具体的な提案内容が複数となる場合は、1 つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項 1 項目につけ、最大 5 提案とする。</li> <li>・フォントサイズは 10.5 ポイント以上で縦横等倍とする。</li> <li>・具体的かつ簡潔に記載すること。</li> </ul> </li> <li>(独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても 1 つの提案と見なし評価することがある。)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。</li> </ul> </li> <li>「発注仕様との相違点」の記載について           <ul style="list-style-type: none"> <li>●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合 「発注仕様では施工しない」と記載</li> <li>●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合 両方を記載 (例: ○○による施工 → □□による施工)</li> <li>●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合 両方を記載 (例: ○○本 → □□本)</li> </ul> </li> <li>・具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。</li> <li>・本様式に何も記載がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。</li> <li>・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること (参考資料への記載でも可) とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。</li> <li>・施工方法等の工夫に着目して評価する提案においては、使用材料のグレードアップ等材料のみの提案は着目外とする。</li> <li>・具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参考資料について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案事項 1 項目につき 2 枚を限度に参考資料 (様式自由、 A4 サイズ以内) を添付できるものとする。</li> <li>・参考資料に記載する内容は、提案様式 2 に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。</li> </ul> </li> <li>○その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案様式 2 及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式 2 を含めた提出順に 1 枚目を提案様式 2 、 2 枚目及び 3 枚目を参考資料と判断し評価する。</li> <li>・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。</li> <li>・具体的な提案 (施工不可と判断されたものを除く) は全て履行義務を負うものとする。</li> </ul> </li> </ul>		

#### 2. 利用条件

参考資料の有無	有り ( 電送 ・ 持参 )	無し
---------	----------------	----

提案会社名 :

※上記 2 に示す利用条件は、上記 1 に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。

受付番号には何も記載しないでください。

(提案様式 2) (標準型) 【県内・県外混合 (試行タイプ)】

受付番号 : \_\_\_\_\_

## 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名 :

工事

■技術提案事項	○○○○○○についての提案
---------	---------------

### 具体的的な提案

#### 1. 具体的な提案内容

番号	具体的な提案内容	期待される効果	発注仕様との相違点
1	<p>○具体的な技術提案に対する具体的な提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案事項 1 項目につき、本様式 (A4 サイズ) 1枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式 (A4 サイズ) 1枚とする。</li> <li>・具体的な提案内容が複数となる場合は、1つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項 1 項目につき、最大 5 提案とする。</li> <li>・フォントサイズは 10.5 ポイント以上で縦横等倍とする。</li> <li>・具体的かつ簡潔に記載すること。</li> </ul> <p>(独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても 1 つの提案と見なし評価することがある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。</li> </ul> <p>「発注仕様との相違点」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合 「発注仕様では施工しない」と記載</li> <li>●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合 両方を記載 (例: ○○による施工 → □□による施工)</li> <li>●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合 両方を記載 (例: ○○本 → □□本)</li> </ul>		
2			
3			
4			
5	<p>○参考資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案事項 1 項目につき 2 枚を限度に参考資料 (様式自由、 A4 サイズ以内) を添付できるものとする。</li> <li>・参考資料に記載する内容は、提案様式 2 に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案様式 2 及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式 2 を含めた提出順に 1 枚目を提案様式 2 、 2 枚目及び 3 枚目を参考資料と判断し評価する。</li> <li>・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。</li> <li>・具体的な提案 (施工不可と判断されたものを除く) は全て履行義務を負うものとする。</li> </ul>		

#### 2. 利用条件

参考資料の有無	有り ( 電送 ・ 持参 )	無し
---------	----------------	----

提案会社名 :

※提案数は最大 5 提案とし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号 1 から 5 の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案 (施工不可と判断されたものを除く。) も履行義務は負うものとする。

※上記 2 に示す利用条件は、上記 1 に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。

## 主任技術者の兼務届出書

年　月　日

和歌山県知事　○○　○○　様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号　○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させてるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と併せて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内（災害復旧工事等を含まない場合は2件）であることを申し添えます。

## 記

## 1 届出の理由

□	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
□	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。（どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。）

## 2 兼務する工事 既に配置されている工事

## 相手工事①

発注者			
工事番号			
工事名			
工日期	年	月	日から
施工箇所		年	月 日まで
技術者氏名		技術者の従事役職	

## 相手工事②

発注者			
工事番号			
工事名			
工日期	年	月	日から
施工箇所		年	月 日まで
技術者氏名		技術者の従事役職	

注(1) 監理技術者については他の工事を兼務できない。監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「特例監理技術者の配置届出書」を使用すること。

- (2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。  
ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

## 3 兼務させる理由

□	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
□	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

## 4 兼務工事箇所図 ※工事現場間の移動距離：10km程度以内

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。（A4, 1枚）  
(※) 工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。
- ・ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内（災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）であること。

注(1) 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

別記 1 号様式

和歌山県建設工事等総合評価  
審査委員会事務局  
技術調査課長 様

総合評価にかかる学識経験者意見聴取要請書

年 月 日

申請者	○○振興局建設部長
意見聴取内容	落札者決定基準の検討
	落札者決定基準の策定
	技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性
	技術提案の評価
	落札者決定
工事内容	

## 入札経過書

発注機関の名称:

年 月 日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

&lt;入札経過&gt;

(単位:円)

入札者名	入札額	標準点	加算点			計	技術評価点	評価値	備考
			企業の施工能力	配置予定技術者の能力	地域貢献				

以上 ○○者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円／係数 )

## 入札経過書

発注機関の名称:

年月日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

## &lt;入札経過&gt;

(単位:円)

入札者名	入札額	標準点	加算点				計	技術評価点	評価値	備考
			簡易な施工計画							
					小計					

以上 ○○者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円／係数 )

## 入札経過書

発注機関の名称:

年 月 日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

&lt;入札経過&gt; (単位:円)

入札者名	入札額	標準点	加算点					計	技術評価点	評価値	備考				
			具体的な技術提案				小計								

以上 ○○者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円／係数 )

## 技術提案失格通知書

年　月　日

住　　所  
商号又は名称  
代表者氏名

和歌山県知事

先に提案のあった〇〇〇〇工事に係る技術提案の審査結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年　月　日		
工　事　名	〇〇〇〇建設工事		
予定価格 (税抜き)	円	調査基準価格 (税抜き)	円
提　案　項　目	失格理由		
〇〇の低減にかかる施工計画			
〇〇の低減にかかる工期設定			

なお、当職に対して失格の詳細理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、　　年　月　日までに〇〇部〇〇課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

# 參考資料

# 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定（第167条の13により準用される場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

## (対象工事)

第3条 原則として、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下「予定価格（税抜き）」という。）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」3,000万円以上の工事を対象とする。

なお、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

### (1) 特別簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

### (2) 簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

### (3) 標準型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、工事目的物の品質向上、安全対策、交通又は環境への影響及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(4) 高度技術提案型総合評価落札方式  
技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式

## (学識経験者の意見聴取)

第4条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含む。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聞く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこ

ととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聞く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聽かなければならない。

(入札公告等)

第5条 発注機関の長は、総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、令に定めるもののほか次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等
- (2) 第7条に規定する落札者決定基準
- (3) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 発注機関の長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7条 発注機関の長は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第8条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

- (1) 評価項目  
評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価落札方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 得点配分  
各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。
- (3) 加算点  
評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は、50点までとする。

(評価の方法)

第9条 第7条に規定する評価の方法は、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点をえたもの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除した次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることができるものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格})$$

#### (落札者決定の方法)

第 10 条 発注機関の長は、落札者決定基準により総合評価を行い、入札審査会等の議を経て落札者を決定するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、第 4 条第 2 項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならぬものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 発注機関の長は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格と認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。

3 評価値の最も高い者が 2 名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に關係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、入札者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用して順位を決定する仕組みである電子くじを用いる場合は、この限りでない。

#### (総合評価結果の公表)

第 11 条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

#### (苦情申立等)

第 12 条 入札者のうち落札者とならなかつた者は、前条の公表を行つた日の翌日から起算して 10 日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日、4 月 29 日から 5 月 5 日までの日、8 月 13 日から 8 月 16 日までの日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 6 日までの日を除く。）に、落札者として選定されなかつた理由の説明を発注機関の長に対し求めることができるものとする。

#### (その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成 18 年 7 月 1 日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 12 日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

# 附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県条例第1号

### 附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(附属機関の設置)

第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務
～略～	
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の総合評価落札方式による入札についての重要事項の調査審議に関する事務
～略～	

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

～略～

## 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

### (目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、別表第1附属機関の名称の欄に掲げる附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 附属機関は、条例第2条第1項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

### (組織)

第3条 附属機関は、別表第1定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第1任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員)

第6条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適當と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (部会)

第7条 別表第2附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

### (守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
～略～				
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	15人 以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部 農林水産部
～略～				

別表第2

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
～略～		
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	総合評価審査部会	建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件（農林水産部が所管する事業を除く）における審査に関する事務
	技術提案評価部会	建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件（農林水産部が所管する事業を除く）における評価に関する事務
	農林水産総合評価部会	農林水産部が所管する建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件における審査及び評価に関する事務
～略～		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

～略～

## 和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則

### (趣旨)

第1条 本細則は、知事の附属機関の組織及び運営の基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）第10条の規定に基づき、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則を定めるものとする。

### (総合評価審査部会)

第2条 総合評価審査部会（以下「審査部会」という。）に属する委員及び専門委員（以下「審査部会委員」という。）は、12名以内とする。

2 審査部会に次の分科会を置く。

- (1) 紀北地方総合評価審査分科会（以下「紀北審査分科会」という。）
- (2) 紀南地方総合評価審査分科会（以下「紀南審査分科会」という。また、紀北審査分科会と紀南審査分科会を合わせて以下「審査分科会」という。）
- (3) 委託業務総合評価審査分科会（以下「業務審査分科会」という。）

### (審査分科会)

第3条 紀北審査分科会は紀北地方（本庁、海草・那賀・伊都・有田振興局管内）において、紀南審査分科会は紀南地方（日高・西牟婁・東牟婁振興局管内）において、県が発注する工事（農林水産部が所管する事業を除く。）に関し、次に掲げる事項を分掌する。

(1) 発注単位ごとの個別の工事（以下「個別工事」という。）における落札者決定基準の審査に関すること。

(2) 個別工事における落札者の決定の審査に関すること。

(3) 個別工事において技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性の審査に関すること。

2 審査分科会に属する委員（以下「審査分科会委員」という。）は、それぞれ3名とする。

3 審査分科会委員は、会長が指名する。

4 審査分科会にそれぞれ審査分科会長を置き、審査分科会委員の互選によりこれを定める。

5 審査分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 審査分科会長は、それぞれの審査分科会の事務を掌理する。

7 審査分科会の会議は、審査分科会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

8 審査分科会は、審査内容等により、審査分科会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。

9 審査分科会長は、工事の内容等により、審査分科会に審査分科会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聴くことができるものとする。

### (業務審査分科会)

第4条 業務審査分科会は、県が発注する建設工事に係る委託業務（農林水産部が所管する事業を除く。）に関し、次に掲げる事項を分掌する。

(1) 個別業務における落札者決定基準の審査に関すること。

(2) 個別業務における落札者の決定の審査に関すること。

(3) 委託業務における評価項目等の助言に関すること。

2 業務審査分科会に属する委員（以下「業務審査分科会委員」という。）は、3名とする。

- 3 業務審査分科会委員は、会長が指名する。
- 4 業務審査分科会に業務審査分科会長を置き、業務審査分科会委員の互選によりこれを定める。
- 5 業務審査分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 業務審査分科会長は、審査分科会の事務を掌理する。
- 7 業務審査分科会の会議は、業務審査分科会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 業務審査分科会は、審査内容等により、業務審査分科会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。
- 9 業務審査分科会長は、工事の内容等により、業務審査分科会に業務審査分科会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聞くことができるものとする。

(技術提案評価部会)

第5条 技術提案評価部会（以下「評価部会」という。）は次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 個別工事及び発注単位ごとの個別の業務（以下「個別業務」という。）における落札者決定基準の作成に関すること。
- (2) 個別工事及び個別業務における技術提案の評価に関すること。
- 2 評価部会に属する委員及び専門委員（以下「評価部会委員」という。）は、2名以上とし、会議の開催ごとに会長が指名する。
- 3 評価部会は、評価内容等により、会長の判断で持ち回り等の方法により評価をすることができるものとする。

(農林水産総合評価部会)

第6条 農林水産総合評価部会（以下「農林水産部会」という。）に属する委員及び専門委員（以下「農林水産部会委員」という。）は3名とする。

- 2 農林水産部会の会議は、農林水産部会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 農林水産部会は、審査内容等により、農林水産部会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。
- 4 農林水産部会長は、工事の内容等により、農林水産部会に農林水産部会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聞くことができるものとする。

(特例)

第7条 和歌山県建設工事等総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）は、市町村において総合評価落札方式による入札を行う場合、県が市町村から依頼があれば、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）（以下「条例」という。）第2条に規定する事務を行うことができるものとする。

(意見の聴取)

第8条 会議等において、会長及び各部会長が、内容等により必要があると認めたときは、学識経験がある者の出席を求め、より専門的な意見を聞くことができるものとする。  
なお、出席者は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(会議等の運営)

第9条 会議等は非公開とする。

- 2 委員名及び職業は非公表とする。

(庶務)

第10条 総合評価委員会の庶務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課及び農林水産部農林水産局農業農村整備課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか総合評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成25年 4月 2日から施行する。

## 地方自治法施行令改正後の審査について

平成20年6月～

	落札者決定基準の審査 (入札前の実施)	落札者の決定にかかる審査 (入札後の実施)	備考
高度技術提案型		省略 (ただし、技術提案の評価時に評価部会を開催)	
標準型	審査分科会開催による審査	省略 (ただし、技術提案の評価時に評価部会を開催)	求める具体的な提案は、高度な内容であり、評価部会により学識経験者が評価
簡易型		省略 (ただし、下記条件1に該当する場合は審査分科会を開催)	求める具体的な提案は、事前に作成し審査分科会で承認をいただいた評価指標を用いて評価
特別簡易型	審査分科会(メール)による審査	省略	落札者決定基準は、工事ごとに変更はない(同一パターン)

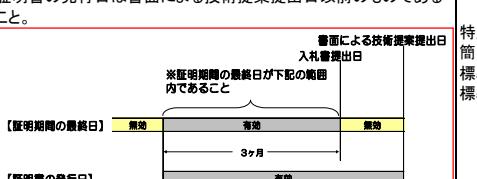
### 条件1

- 1. 技術提案の内容で失格とする場合
- 2. 評価値が接近していて、一つの判断の違いで落札者が変わる場合※
- 3. その他、審査が必要と判断した場合

※判断基準

$$\frac{\text{落札候補者の評価値}}{\text{次順位者の評価値}} < 1.01$$

◇総合評価落札方式における「各評価内容の基準日等」について

評価項目	評価内容	基準日	対象期間等	型式
企業の施工能力	和歌山県発注工事の契約後VEの採用実績の有無	入札書提出日	入札書を提出した日までに採用されたもの	標準型(県内) 標準型(県内外)
	県内の優良施工実績	入札書提出日	当該年度を含まない15ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして完成及び引渡しが完了した「国土交通省発注県内工事」、「和歌山県※発注工事」のうちの同種工事※県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る	標準型(県内外)
配置予定技術者の能力	過去4年間の工事成績の平均値	入札公告日の前日	当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして完成及び引渡しが完了した工事に主任(監理)技術者として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行なう県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)	特別簡易型 簡易型 標準型(県内) 標準型(県内外)
	監理技術者の保有する資格※資格取得後の経験年数	開札日	資格の取得日から開札日までの経過年数	特別簡易型 簡易型
	継続教育(CPD)の取り組み状況	入札書提出日	証明書は、証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までの令和2年3月1日以降となるものに限る。なお、証明書の発行日は書面による技術提案提出日以前のものであること。 	特別簡易型 簡易型 標準型(県内) 標準型(県内外)
	優秀施工者受賞の有無又は〇〇年度以降の和歌山県優良工事表彰受賞の有無	入札書提出日	入札書を提出した日までに受賞したもの	標準型(県内)
	大規模災害時の協定締結	入札書提出日	①入札書を提出した日における入札参加資格認定の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目の加点状況 ②入札書提出日時点において、入札参加資格審査の「大規模災害時の応急対策業務取組」にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請をしており、大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることが確認できる者を評価する ③入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者または「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない	特別簡易型 簡易型 標準型(県内)
地域貢献	県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①入札書を提出した日から起算して過去3年内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ②入札書を提出した日から起算して過去1年内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用	特別簡易型 簡易型 標準型(県内) 標準型(県内外)
		県内開発建設技術	①入札書を提出した日から起算して過去3年内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ②県内開発建設技術を1品目全数使用	特別簡易型 簡易型 標準型(県内) 標準型(県内外)

留意点

・個別案件の「各評価内容の基準日等」については、それぞれの入札公告を確認すること。

【令和3年6月1日時点】建設系継続教育(CPD)証明団体一覧表

団体名	推奨単位		備考
	1年間	その他	
空気調和・衛生工学会	50	—	
建設コンサルタント協会	50	—	
地盤工学会	50	—	
全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	
土木学会	50	—	
日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	
日本技術士会	50	150(3年間)	
日本造園学会	50	—	
日本都市計画学会	50	—	
農業農村工学会	50	—	
日本建築士会連合会	12	—	
建設業振興基金	12	—	
交通工学研究会	50	200(4年間) (TOE交通技術上級資格者)  150(4年間) (TOP交通技術資格者)	
森林・自然環境技術教育研究センター	20	—	
全国上下水道コンサルタント協会	50	—	
全国測量設計業協会連合会	20	—	
全日本建設技術協会	25	—	
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	

- 各団体の推奨単位を満たしている者を評価する。

各団体が発行する証明書の添付を求めるが、この証明書は、証明期間の最終日が**令和2年3月1日以降となる入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのもの**に限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。

- 対象となる工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する継続教育をより高く評価する。

例) 1級土木施工管理技士の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会

技術士の場合は、公益社団法人日本技術士会 が発行する証明書とする。

総合評価方式における地域貢献（本店の有無）について

**県 内 限 定**

**土木一式工事**

予定価格(税抜き)3千万円以上5千万円未満	
県内6ブロック	
【海草・海南】、【伊都・那賀】、【有田】、【日高】、【西牟婁】、【新宮・串本】	
工事箇所と同一の市町村に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

予定価格(税抜き)5千万円以上1億円未満	
県内3ブロック	
【伊都・那賀・海草・海南】、【有田・日高】、【西牟婁・串本・新宮】	
工事箇所と同一の建設部・海南工事事務所管内に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

予定価格(税抜き)1億円以上	
県内一円	
工事箇所と同一の建設部・海南工事事務所管内に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

**鋼橋工事**

県内本店、県内工場	
県内に本店、工場を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

\* 県内工場とは、本店は県外にあるが県内に主要な工場を有している企業  
 \* 県内本店企業限定の場合も設ける。

**とび・土工・コンクリート工事**

管内限定*1	複数管内
予定価格(税抜き)3千万円以上5千万円未満 工事箇所と同一の市町村に本店を有する	1点
予定価格(税抜き)5千万円以上1億円未満 工事箇所と同一の建設部・海南工事事務所管内に本店を有する	
上記以外に本店を有する	0点

\* 1 和歌山市限定工事の場合も設ける。

**その他の工事** (舗装工事、造園工事等)

管内限定*1	複数管内
工事箇所と同一の市町村に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

\* 1 和歌山市限定工事の場合も設ける。

**県 内 ・ 県 外 混 合**

「単体企業」又は「JV代表幹事企業」が県内本店	1点
上記以外	0点

\* 鋼橋工事の場合、県内工場は県内本店と同等扱いとする。

\* 記述は、「県内に本店を有する」「代表幹事企業が県内に本店を有する」等として下さい。

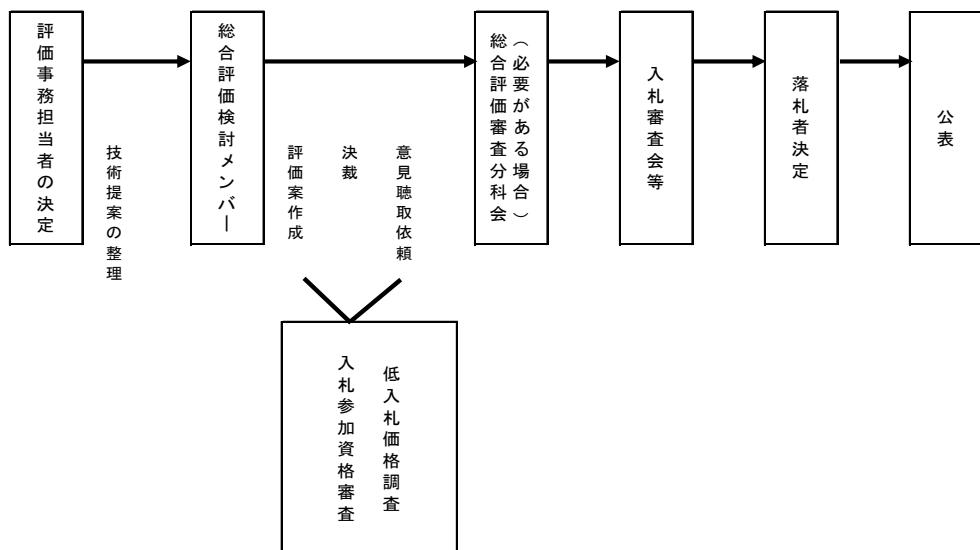
## 技術提案の評価方法について

### ◇技術提案の評価について(簡易な施工計画)

	5千万円～1億円の工事
1. 評価事務担当者の決定	担当工務課長等
2. 評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○総合評価検討メンバーの選定	
3. 総合評価検討メンバーの選定(3名以上) ・評価事務担当者はメンバーになれない ・評価事務担当者はメンバーに社名を漏らしてはならない	建設部等 原則として ・係長職以上
4. 総合評価検討メンバーによる技術提案の評価 ・評価は、それぞれのメンバーごとに評価を行い、平均値をとる方法を基本とする。	
5. 評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等
6. 学識経験者の意見聴取(必要がある場合)	総合評価審査分科会
7. 入札審査会等に諮る	地方入札審査会
8. 落札者の決定	公表

注)本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

### ◇評価～落札者決定の流れ

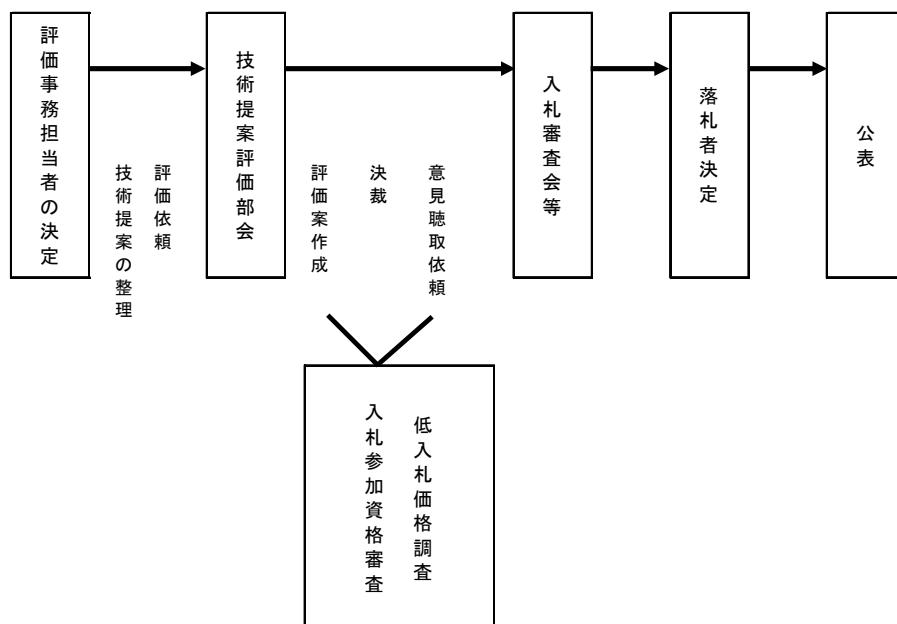


◇技術提案の評価について(標準型)

		1億～5億の工事	5億～の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等	担当班長等
2.	評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○評価シートの作成		
3.	技術提案評価部会への依頼		
4.	技術提案評価部会委員による技術提案の評価		
5.	評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等	決裁権者 ・課長
6.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会	入札審査会
7.	落札者の決定	公表	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



総合評価落札方式にかかる事務手引き

第 1 版 平成 18 年 8 月  
第 24 版 平成 25 年 4 月  
第 25 版 平成 25 年 6 月  
第 26 版 平成 26 年 4 月  
第 27 版 平成 27 年 4 月  
第 28 版 平成 28 年 4 月  
第 29 版 平成 28 年 4 月  
第 30 版 平成 28 年 6 月  
第 31 版 平成 29 年 6 月  
第 32 版 平成 30 年 6 月  
第 33 版 平成 31 年 4 月  
第 34 版 令和元年 6 月  
第 35 版 令和元年 8 月  
第 36 版 令和 2 年 1 月  
第 37 版 令和 2 年 6 月  
第 38 版 令和 2 年 8 月  
第 39 版 令和 3 年 4 月  
**第 40 版 令和 3 年 6 月**

本手引きに関するお問い合わせ先

和歌山県県土整備部県土整備政策局  
技術調査課企画調査班

電話：073-441-3082

Fax：073-428-1810